



令和7年度

阪南市教育委員会の点検・評価報告書

(令和6年度施策・事業対象)



はんなん海の学校 学習会(令和7年1月)

令和7年11月

阪南市教育委員会

はじめに

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価の結果をまとめた報告書を公表しています。

阪南市では、市長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議において平成27年度に「阪南市教育大綱」を策定（第1期・計画期間3年）し、平成30年度にはその内容を見直し（第2期・計画期間5年）しました。そして令和5年度は様々な検討を重ね、「第3期阪南市教育大綱」（計画期間5年）を策定しました。

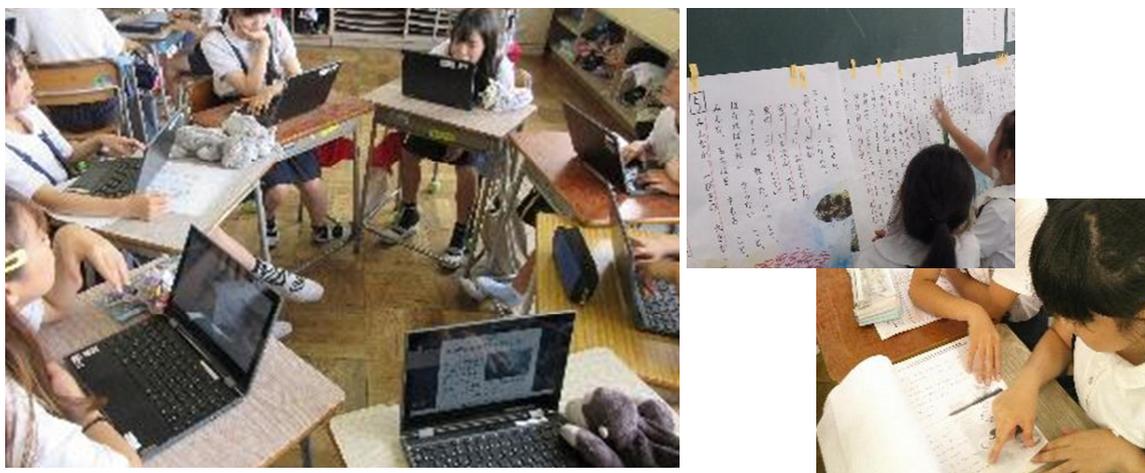
また、平成29年4月からは、教育長と教育委員で組織する新たな教育委員会制度のもと、「～生涯にわたり学び、地域に還元できるまち～」をめざして、施策・事業を実施しています。

本報告書は、令和6年度に教育委員会が実施した主要な施策・事業を抽出し、教育に関する学識経験者（教育委員会評価委員）の指導・助言をいただき、点検・評価を行ったものです。

ここにその結果を公表するとともに、次年度以降の事務改善に役立ててまいりたいと考えています。

令和7年11月

阪南市教育委員会



令和6年度 国語の授業づくりモデル小学校（朝日小学校）

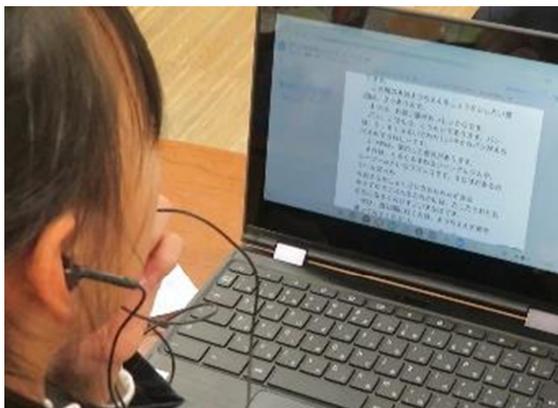
目 次

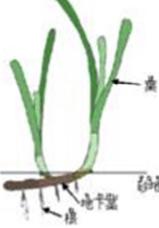
I	教育委員会の点検・評価制度について	1
1	教育委員会の点検・評価制度の概要	2
2	阪南市教育委員会の点検・評価の手法	3
II	点検・評価結果	5
1	点検・評価シートについて	6
2	点検・評価項目シートの見方について	6
	点検・評価シートの記入例	7
3	点検・評価のポイント	8
4	点検・評価シート担当課一覧表	9
	第1節 幼児教育の充実	11
1-1	阪南市立幼稚園運営事業	12
1-2	私立教育施設運営事業	13
	第2節 学校教育の充実	14
2-1	地域教育協議会補助事業	15
2-2	学力向上事業	16
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	17
2-4	小中学校就学援助事業	18
2-5	児童教育支援（通訳）事業	19
2-6	子ども支援員配置事業	20
2-7	教育支援相談員配置事業	21
2-8	進路選択支援事業	22
2-9	教育支援事業	23
2-10	小学校安全対策事業	24
2-11	小中学校教職員研修事業	25
2-12	教育支援センター実施事業	26
2-13	スクールカウンセラー配置事業	27
2-14	小中学校保健事業	28
2-15	GIGAスクールビジョン推進事業	29

2-16	学校図書館専任司書配置事業	30
2-17	外国語指導助手活用事業	31
2-18	いじめ問題対策事業	32
2-19	海洋教育推進事業	33
2-20	水泳の充実推進事業	34
2-21	学校支援員配置事業	35
2-22	給食センター管理運営事業	36
2-23	中学校給食運営事業	37
2-24	学校給食センター建替え事業	38
2-25	阪南市立学校のあり方検討事業	39

5年生総合的な学習の時間「桃の木うみうみプロジェクト」

●要点をおさえて工夫し、学校外の相手に伝える



<p>アマモの花</p> 	<p>アマモの正式な名前は、リュウグウノオトヒメノモトユイノキリハズシ（竜宮の乙姫の元結の切りはずし）。</p>	<p>アマモにいる魚</p> 	<p>地下茎を噛むと甘いから「甘藻」だという説もある。</p>
<p>アマモを食べるジュゴン</p> 	<p>アマモは進化している途中に陸に住む生き物になったことがある。</p> 		

豊中市立刀根山小学校と Zoom で複数回交流し、海の魅力や阪南の特産品などについて調べたことを1人1枚のスライドにまとめ、発表した。

資料の文章を要約し、本当に必要な情報だけを伝えるようにした。

第3節	生涯学習の推進	40
3-1	社会教育委員活動事業	41
3-2	留守家庭児童会運営事業	42
3-3	野外活動広場（桜の園）管理事業	43
3-4	はたちの集い開催事業	44
3-5	青少年健全育成活動事業	45
3-6	生涯学習推進事業	46
3-7	国際交流委託事業	47
3-8	放課後子ども教室推進事業	48
3-9	放課後の子どもの居場所事業	49
3-10	人権研修事業	50
3-11	阪南市フレンドシップコンサート事業	51
3-12	中央公民館管理運営事業	52
3-13	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業	53
3-14	はんなん海の学校事業	54
3-15	文化センター・図書館管理運営事業	55
3-16	絵本で育む子どもとのふれあい事業	56
第4節	歴史・文化の保存と継承	57
4-1	文化財保護啓発事業	58
第5節	生涯スポーツの振興	59
5-1	社会体育施設管理運営事業	60
5-2	スポーツ推進事業	61
5-3	各種大会運営委託事業	62
Ⅲ	教育委員会会議の実施状況及び教育委員の活動状況	63
資料等		67
関係法令		68
阪南市教育委員会評価委員会条例		70
阪南市教育大綱		73
令和6年度 阪南市学校園教育基本方針		84

I 教育委員会の点検・評価制度について

I 教育委員会の点検・評価制度について

1 教育委員会の点検・評価制度の概要

(1) 点検・評価制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会は、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

また、点検・評価の方法、報告書の様式、議会への提出方法などについては、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定するものとされています。

(2) 学識経験者の知見の活用について

「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。

なお、「教育に関し学識経験を有する者」については、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることを期待できる人を想定しています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨から、必ずしも教員経験者や、大学の研究者などの教育についての専門家でなければならないことはありません。

(3) 市議会への提出・公表

教育委員会が実施した前年度事業について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、市議会へ提出後、公表します。

2 阪南市教育委員会の点検・評価の手法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の趣旨に沿い、阪南市教育委員会の評価手法について、平成20年11月に「阪南市教育委員会評価委員設置要綱」を制定しました。さらに、平成25年12月に、より多くの視点に基づく意見や多様な学識経験に基づく知見を活用するため、「阪南市教育委員会評価委員会条例」を制定し、平成26年度から3人の合議制の委員会となりました。

(1) 目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

(2) 実施方法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条を基に、教育委員会事務局各課（室・施設）の主要な施策・事業を評価シートにて点検・評価を行います。

まず、事業実施担当課において、評価シートを用い、施策・事業の目標に対して、取組の効果や今後の課題について考察します。

その後、前年度の取組状況について、評価委員の点検・評価を得て、市議会に報告書を提出します。

(3) 点検・評価の経過

年 月	会 議 等	内 容
令和7年 7月	第1回評価委員会	点検・評価シート(案)について (委員に各評価シートを説明)
令和7年 10月	第2回評価委員会	点検・評価結果について
令和7年 11月	定例教育委員会	点検・評価報告書について
令和7年 12月	市議会に報告書を提出	

(4) 学識経験者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する評価委員の方から、教育委員会が自ら行った点検・評価について、その客観性を確保するため包括的にご意見をいただき、今後の教育行政に活かします。

阪南市教育委員会評価委員名簿（敬称略）	
ふりがな	のむら まさあき
氏名	野村 正昭
所属・職名	阪南市社会教育委員会議議長 阪南市青少年指導員協議会顧問 少年補導員
専門領域	生涯学習関係
ふりがな	さかもと としや
氏名	坂本 俊哉
所属・職名	国立大学法人大阪教育大学 総合教育系高度教職開発部門教授
専門領域	学校教育関係
ふりがな	かまだ まみこ
氏名	鎌田 麻美子
所属・職名	健康運動指導士 阪南市スポーツ協会体育教室指導者
専門領域	生涯学習関係

(5) 市民への公表

点検・評価の結果は、市民情報コーナー及び本市ウェブサイトにて公表します。

Ⅱ 点検・評価結果

Ⅱ 点検・評価結果

1. 点検・評価シートについて

教育委員会事務局各部署の主要な施策・事業を点検・評価するために点検・評価シートを作成しています。

2. 点検・評価シートについての見方（次頁の例参照）

1. 事業概要

- (1) 事業名 — 各課の主要な施策・事業名を記載しています。
- (2) 担当課 — 課・室・館名を記載しています。
- (3) 目的 — 施策・事業の目的について記載しています。
- (4) 事業概要 — 施策・事業の概要について記載しています。
- (5) 事業費 — 令和5年度決算額・令和6年度決算額、また参考として令和7年度予算額を記載しています。

2. 取組結果

- (6) 成果・効果 — 施策・事業実施により生じた成果・効果を記載しています。
- (7) 今後の課題・改善策 — 施策・事業推進上の課題と改善策を記載しています。

3. 外部評価

- (8) 評価 — 評価委員の意見を記載しています。

4. 今後の方針

- (9) 方向性 — 評価委員の意見及び課題等を受け、今後の方向性を5段階で記載しています。
 - ・ 拡充
 - ・ 改善して継続
 - ・ これまでの取組を踏まえて継続
 - ・ 縮小
 - ・ 休止・廃止・終了

記入例

1. 事業概要

事業名	阪南市立幼稚園運営事業			担当課	こども政策課 学校教育課	
目的	○阪南市立幼稚園において幼児を保育し、その心身の発達を促す。					
事業概要	○子ども・子育て支援法、教育基本法及び学校教育法等を遵守し、阪南市立幼稚園を運営する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業や体験入園等により、地域の子育て支援を実施する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	136,272	令和6年度 (決算額)	132,112	<参考> 令和7年度 (予算額)	149,551

2. 取組結果

成果・効果	○園児に対する指導や支援の充実、教職員の資質向上のため、教育委員会と連携し、幼児教育アドバイザー認定を受けるなどし、市内の幼児教育の中核を担う教員としての意識の醸成に繋がった。 ○保育支援業務システムを有効に活用し、教育・保育の質の向上に繋がった。 ○安全・安心で快適な教育・保育環境を維持するため、施設の不具合等に優先順位をつけて維持管理を行った。
今後の課題改善策	○公民の役割分担を踏まえ、公立施設の再構築に取り組む。 ○園児の減少が加速化する中にあるが、多様化する保護者のニーズに応じた園運営及び子育て支援の充実に努める。

3. 外部評価

<p>○公立2園の園児数の減少が続いていることから、今後、2園の統合等も考える時期と考える。</p> <p>○子どもの人口が減少する中で取組を推進することについて、予算確保など多くの苦労があると思われるが、引き続き取り組んでもらいたい。</p> <p>○保護者の信頼を得るという観点でも、「子どもの人権を守る」視点を中心とした指導者の資質向上に向けた研修等の充実が求められる。</p> <p>○預かり保育や夏季休暇中の保育などの保護者ニーズを把握しているだけにとどまらず、実施に向けての検討についてもお願いしたい。少子化であることだけが園児数の減少に影響しているのか少し疑問に感じる。保護者ニーズを踏まえ、保育環境を整え、市立幼稚園の良さを伝えていくことで園児数減少をこれ以上加速させない努力をお願いする。整理統合についても安全・安心な環境で保育がされることを前提に慎重に検討が進められるようお願いしたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○各園が設定する研究主題に応じた園内研修において、引き続き指導主事等が指導助言を行い、教職員間でめざす方向性の共有を図り、より質の高い保育の充実につなげる。</p> <p>○また、子どもの人権尊重の視点も含めた各種研修の受講機会も確保し、公立幼稚園の全体的な資質向上を図る。</p> <p>○令和7年8月に策定した第2次阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、施設の老朽化や社会情勢の変化など、新しい時代に対応し、将来に渡って本市の教育・保育環境の継承・充実を図るとともに、安全・安心で、長期的に安心した子育て環境を促進する。</p> <p>○各施設の環境向上、機能強化などを図る。</p>	

3. 点検・評価のポイント

《基本目標（阪南市総合計画）》

人生100年時代を迎え、
誰もが学んだ成果を地域で活かして輝けるまち

◎分野のめざす姿

- 子どもの権利が守られ、子ども参加のまちづくりが進められています。
- 学校・就学前施設・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”・“育ち”を支援するとともに、乳幼児・児童・生徒が、良好かつ安全・安心で快適な環境のもと、質の高い充実した教育・保育を受けています。
- 乳幼児・児童・生徒が、基本的信頼感や自己肯定感を育めるよう支援を受け、様々な体験のもと生きる力を育み、健やかに育っています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っています。
- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動ができています。
- 市民が、互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持ち、それぞれの違いを認め合って、すべての人がいきいきと安心して暮らしています。
- 地域での困りごとなどの地域課題が、分野を超えた活動の連携により解消されるなど、地域での学びが活かされる場が育まれています。
- 市民が、地域の歴史と文化を理解し、誇りを持って暮らしています。
- 生涯学習の多様なニーズを捉え、市民・行政などによるソーシャルメディアなどを活用した学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学ぶ機会が身近にあります。
- 多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。

《「はんなんの教育」の基本理念（阪南市教育大綱）》

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
協働・共創社会のひと・まちづくり

※阪南市教育大綱は P73-83

【施策項目】

- 第1節 幼児教育の充実
- 第2節 学校教育の充実
- 第3節 生涯学習の推進
- 第4節 歴史・文化の保存と継承
- 第5節 生涯スポーツの振興

4. 令和7年度点検・評価シート 担当課一覧表(令和6年度事業)

第1節 幼児教育の充実		担当課
1-1	阪南市立幼稚園運営事業	こども政策課・学校教育課
1-2	私立教育施設運営事業	こども政策課
第2節 学校教育の充実		担当課
2-1	地域教育協議会補助事業	学校教育課
2-2	学力向上事業	学校教育課
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	教育総務課
2-4	小中学校就学援助事業	教育総務課
2-5	児童教育支援（通訳）事業	学校教育課
2-6	子ども支援員配置事業	学校教育課
2-7	教育支援相談員配置事業	学校教育課
2-8	進路選択支援事業	学校教育課
2-9	教育支援事業	学校教育課
2-10	小学校安全対策事業	教育総務課
2-11	小中学校教職員研修事業	学校教育課
2-12	教育支援センター実施事業	学校教育課
2-13	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
2-14	小中学校保健事業	教育総務課
2-15	GIGAスクールビジョン推進事業	学校教育課・教育総務課
2-16	学校図書館専任司書配置事業	学校教育課
2-17	外国語指導助手配置事業	学校教育課
2-18	いじめ問題対策事業	学校教育課
2-19	海洋教育推進事業	学校教育課
2-20	水泳の充実推進事業	学校教育課
2-21	学校支援員配置事業	学校教育課
2-22	給食センター管理運営事業	学校給食センター
2-23	中学校給食運営事業	学校給食センター
2-24	学校給食センター改修事業	学校給食センター
2-25	阪南市立学校のあり方検討事業	教育総務課

第3節 生涯学習の推進		担当課
3-1	社会教育委員活動事業	生涯学習推進室
3-2	留守家庭児童会運営事業	生涯学習推進室
3-3	野外活動広場（桜の園）管理事業	生涯学習推進室
3-4	はたちの集い開催事業	生涯学習推進室
3-5	青少年健全育成活動事業	生涯学習推進室
3-6	生涯学習推進事業	生涯学習推進室
3-7	国際交流委託事業	生涯学習推進室
3-8	放課後子ども教室推進事業	生涯学習推進室
3-9	放課後の子どもの居場所事業	生涯学習推進室
3-10	人権研修事業	生涯学習推進室
3-11	阪南市フレンドシップコンサート事業	学校教育課
3-12	中央公民館管理運営事業	中央公民館
3-13	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業	中央公民館
3-14	はんなん海の学校事業	中央公民館
3-15	文化センター・図書館管理運営事業	生涯学習推進室
3-16	絵本で育む子どもとのふれあい事業	生涯学習推進室
第4節 歴史・文化の保存と継承		担当課
4-1	文化財保護啓発事業	生涯学習推進室
第5節 生涯スポーツの振興		担当課
5-1	社会体育施設管理運営事業	生涯学習推進室
5-2	スポーツ推進事業	生涯学習推進室
5-3	各種大会運営委託事業	生涯学習推進室

計47件



A L Tの先生によるえいごのおはなし会

第1節 幼児教育の充実

■現状

- 少子化が進んでいます。
- 共働き家庭やひとり親家庭が増加してきています。
- 保護者の働き方の多様化などにより、ニーズも多様化してきています。
- 各施設が特色のある教育・保育を提供しています。
- 老朽化が進んでいる施設があります。

■課題

- 保護者のニーズに合った、子育てがしやすい環境づくりが求められています。
- 就学前教育・保育の質の向上が求められています。
- 生きる力を育むための乳幼児期における様々な体験の機会が求められています。
- 子育て環境の多様化やよりきめ細かな子育て支援の観点から、関係諸機関との連携や相談体制の充実が求められています。
- 安全・安心で快適な教育・保育環境の整備が求められています。

■めざす姿

- 良好な教育・保育環境により、乳幼児が、安全・安心で快適な教育・保育を受けることができる就学前施設となっています。
- 乳幼児一人ひとりの、ありのままに愛される基本的信頼感、自己肯定感を育てています。
- 社会を生き抜く子どもの育成に向け、非認知能力を伸ばす教育・保育を提供しています。
- 市民が教育・保育に関心を持つとともに、就学前施設・家庭・地域が連携し、乳幼児の学びや育ちを支援しています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っており、安心して子どもを産み、育てることができています。



砂遊び（はあとり幼稚園）



たまねぎ収穫体験（まい幼稚園）

1. 事業概要

事業名	阪南市立幼稚園運営事業			担当課	こども政策課 学校教育課	
目的	○阪南市立幼稚園において幼児を保育し、その心身の発達を促す。					
事業概要	○子ども・子育て支援法、教育基本法及び学校教育法等を遵守し、阪南市立幼稚園を運営する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業や体験入園等により、地域の子育て支援を実施する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	136,272	令和6年度 (決算額)	132,112	<参考> 令和7年度 (予算額)	149,551

2. 取組結果

成果・効果	○園児に対する指導や支援の充実、教職員の資質向上のため、教育委員会と連携し、幼児教育アドバイザー認定を受けるなどし、市内の幼児教育の中核を担う教員としての意識の醸成に繋がった。 ○保育支援業務システムを有効に活用し、教育・保育の質の向上に繋がった。 ○安全・安心で快適な教育・保育環境を維持するため、施設の不具合等に優先順位をつけて維持管理を行った。
今後の課題改善策	○公民の役割分担を踏まえ、公立施設の再構築に取り組む。 ○園児の減少が加速化する中にあるが、多様化する保護者のニーズに応じた園運営及び子育て支援の充実に努める。

3. 外部評価

<p>○公立2園の園児数の減少が続いていることから、今後、2園の統合等も考える時期と考える。 ○子どもの人口が減少する中で取組を推進することについて、予算確保など多くの苦労があると思われるが、引き続き取り組んでもらいたい。 ○保護者の信頼を得るという観点でも、「子どもの人権を守る」視点を中心とした指導者の資質向上に向けた研修等の充実が求められる。 ○預かり保育や夏季休暇中の保育などの保護者ニーズを把握しているだけにとどまらず、実施に向けての検討についてもお願いしたい。少子化であることだけが園児数の減少に影響しているのか少し疑問を感じる。保護者ニーズを踏まえ、保育環境を整え、市立幼稚園の良さを伝えていくことで園児数減少をこれ以上加速させない努力をお願いします。整理統合についても安全・安心な環境で保育がされることを前提に慎重に検討が進められるようお願いしたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○各園が設定する研究主題に応じた園内研修において、引き続き指導主事等が指導助言を行い、教職員間でめざす方向性の共有を図り、より質の高い保育の充実につなげる。 ○また、子どもの人権尊重の視点も含めた各種研修の受講機会も確保し、公立幼稚園の全体的な資質向上を図る。 ○令和7年8月に策定した第2次阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、施設の老朽化や社会情勢の変化など、新しい時代に対応し、将来に渡って本市の教育・保育環境の継承・充実を図るとともに、安全・安心で、長期的に安心した子育て環境を促進する。 ○各施設の環境向上、機能強化などを図る。</p>	

1. 事業概要

事業名	私立教育施設運営事業				担当課	こども政策課
目的	○私立教育施設（幼稚園及び認定こども園）に対し、関係法令に基づく給付費を支出するなど、施設運営を支援する。					
事業概要	○子ども・子育て支援法に基づき、私立教育施設に施設型給付費（運営費）を支給する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業を実施する私立教育施設に、補助金を支給する。 ○その他、私立教育施設の運営にかかる費用の一部を補助する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	292,492	令和6年度 (決算額)	285,262	<参考> 令和7年度 (予算額)	369,595

2. 取組結果

成果・効果	○子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令に基づき、私立教育施設に対して適切に給付費等を支給することができた。 ○就学前教育・保育の底上げのために、「子どもの人権」及び「保護者対応」をテーマにしたラウンドテーブルを、公立・私立両施設合同で開催した。
今後の課題 改善策	○多様化、複雑化する事務に対応しながら、適正な給付費等の支給に努める。 ○私立教育施設との連携を強化し、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組む。

3. 外部評価

<p>○私立教育施設との連携を強化し、より安全・安心な教育保育の量と質の向上を願う。 ○私立教育施設への適切な支援を実施できていることを評価する。 ○小学校入学を控えた園児の豊かな育ちのために、公立と私立が情報を共有し、お互いの良さを活かした取組を継続してもらいたい。 ○公立、私立合同のラウンドテーブルが行われたことを評価する。引き続き様々なテーマでラウンドテーブルが行われ、連携を図ることを願う。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○引き続き、私立教育施設に対する適正な給付費等の支給を行い、子どもたちの健やかな成長の場の確保に努める。 ○更なる就学前施設間の公民による連携強化に努め、それぞれの特色を生かした就学前教育等の底上げを図る。</p>	

第2節 学校教育の充実

■現状

- 少子化の進展を踏まえ、良好な教育環境の整備に向けて取り組んでいます。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、小学校・中学校ともに記述式の問題への課題が見られます。
- 子どもたちを取り巻く状況が多様化し、人間関係構築の困難さが見られます。

■課題

- 良好な教育環境の整備とともに、学校のあり方の検討が求められています。
- 児童・生徒の学力や体力、社会課題を自ら解決していける力などの育成に向け、学校・家庭・地域が一体となり、一人ひとりの個性と能力に応じた多様な教育環境が求められています。
- 教員の資質向上や地域人材の効果的な活用などを通して、確かな学力の向上や豊かな心の育成が求められています。
- 地域の特性を活かした体験学習の実施など、地域や社会との連携による取組が求められています。
- 自分の意見や考えを発信できる子どもの育成に向け、コミュニケーション能力や情報活用能力を高める学習が求められています。
- 日々変化する子どもの声を把握し、よりよい教育環境の形成につなげていくことが求められています。

■めざす姿

- 良好な教育環境により、児童・生徒が健やかで安全・安心な生活を送ることができる学校となっています。
- 子ども一人ひとりが権利を守られながら、力を伸ばすことができる教育を受けています。
- 児童・生徒一人ひとりが自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 学校・家庭・地域・行政が協働し、「教育コミュニティ」の充実や阪南GIGAスクールビジョンの推進によって、児童・生徒の学びや育ちの支援をしています。
- 地域について学び、地域の自然環境に触れる機会などを設けることで、児童・生徒が社会課題を「わがごと」として捉え、社会の一員として活動しています。

1. 事業概要

事業名	地域教育協議会補助事業			担当課	学校教育課	
目的	○地域の教育力の向上、地域の教育コミュニティの推進をめざす。					
事業概要	○地域の団体等を巻き込み、地域のつながりを重視して、地域の教育コミュニティの充実を図る。 ○清掃活動やあいさつ運動、フェスタ等を実施することで、参加者同士の交流の機会を提供するとともに、参加者のボランティア意識の高揚を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	358	令和6年度 (決算額)	412	<参考> 令和7年度 (予算額)	400

2. 取組結果

成果・効果	○各地域教育協議会の代表者や事務局が参加する交流会を開催し、各地域教育協議会の課題や取組状況について共有することができた。 ○街角ふれあい協議会、さわやか鳥東ネットは、フェスタを開催することができた。また、はひとりネットワークは講師を招聘しての講演会を実施、りんくる桃の木台は校区の地域イベントに参加した。
今後の課題 改善策	○フェスタの開催方法の工夫やフェスタ以外の方法での地域のつながりを深め、教育力向上につながる取組について検討する必要がある。 ○交流会を開催することで、地域教育協議会の運営を担う新たなメンバーの確保等、共通の課題について意見交換し、改善に向けた方策について協議する。

3. 外部評価

<p>○統合による校区の拡大により、地域の各種団体の連携や意志疎通が少し希薄になってきていると感じる。協議会運営の活性化を望む。</p> <p>○地域の諸団体との協力体制のもと様々な活動に取り組んだことは評価できる。</p> <p>○子どもの孤立を防ぐという視点を事業充実の柱にすることが求められる。</p> <p>○核家族化、少子化などで人との繋がりやコミュニケーションが希薄となっていく中、様々な年代の方と地域とが繋がるイベントなどが実施されることは、とても貴重な機会となる。また、コロナ禍で中止していたフェスタなどが再開されたり、講演会などそれに代わるものが開催されていることは評価できる。引き続き、協議会の推進をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○各地域教育協議会の取組について交流会で情報交換するとともに、それぞれの抱える課題とその対応等について意見交換をする場を設け、地域との連携が進む協議会運営につなげていく。</p> <p>○子どもの孤立を防ぐため、地域教育協議会が子ども食堂などの事業所等とも連携できるよう、地域教育協議会の活動内容について社会福祉協議会や事業所への周知を図る。</p>	



地域教育協議会フェスタ (令和6年11月)

1. 事業概要

事業名	学力向上事業			担当課	学校教育課	
目的	○児童・生徒の基礎学力の定着と確かな学力の向上を図るため、学力調査等の結果分析に基づく課題を明確にし、効果的な指導方法の実践と検証を行う。また、専門的な知識を持つ講師による研修会を通じて教員の授業力向上を促進し、児童・生徒の主体的な学習態度の育成と学習意欲の向上を実現する。					
事業概要	○阪南市教育フォーラムや子どもたちの学力向上に係る教員の資質向上を目的とした研修会を開催し、テーマに関連づけた講師を招聘しての講演や学力向上の取組について発信することを通して、教員の資質向上を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	353	令和6年度 (決算額)	350	<参考> 令和7年度 (予算額)	350

2. 取組結果

成果・効果	○学力調査等の結果分析によりみえてきた課題に対する効果的な取組について、学力向上研修において共有することで、各校の実践につなげることができた。 ○教育フォーラムでは、国語の授業づくりモデル校に助言をいただいている大学教授による公開授業と関連付けた内容の講演を動画配信し、95%以上の教員より「フォーラムの内容が実践に役立つ」という回答があった。
今後の課題改善策	○継続して分析・検証を続け、課題に正対した取組を各校で実践するとともに、学力向上のモデル校の取組について、広く発信する。 ○学識者に指導助言を依頼する際に、交通費の高騰が課題となっている。阪南市近隣以外に居住されている講師の方を招聘する場合もあり、謝金のみでの対応では、遠隔地居住の講師を招聘することが難しくなっている。

3. 外部評価

<p>○教育フォーラムの内容が実践に役立っていることは素晴らしい。より一層教員の資質向上を期待する。 ○教員の方からの教育フォーラムの評価が高く、重要な学びの場になっていることから、引き続き実施する必要性が高いと思われる。講師依頼の際の課題(交通費等)が改善されるよう、検討をお願いします。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学力調査等の分析結果と市内学校間の取組の共有を行うとともに、学力向上旗艦校を中心に成功事例を全校に展開することで、課題に正対した効果的な指導法の浸透を図る。 ○分析結果から明らかになった課題の改善につながる分野の専門家を招聘し、効果的な指導法の研修を実施することで教員の授業実践力を向上させ、児童・生徒の確かな学力定着につなげていく。 ○「教員の教科指導力向上のための計画的な研修の実施と、子どもの学力向上につなげる授業改善」を教育基本方針に位置付け、それに沿った指導を行えるよう、指導主事が積極的に研修に参加し、その内容について共有したうえで、指導助言を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	小中学校特別支援教育就学奨励事業			担当課	教育総務課
目的	○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施を図る。				
事業概要	○小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、経済的援助として特別支援教育就学奨励費を支給する。				
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	5,334	令和6年度 (決算額)	5,309	<参考> 令和7年度 (予算額) 9,522

2. 取組結果

成果・効果	○対象者：児童113名、生徒45名、合計158名の保護者 ○支給内容：学用品費(小5,820円、中11,370円)・校外活動費(宿泊なし小800円、中1,155円・宿泊あり小1,845円、中3,105円)・修学旅行費(小10,790円、中28,860円)・給食費(実費の1/2)等の一部 ※数値は、満額支給の場合
今後の課題 改善策	○制度内容をよりわかりやすく、また事務の効率化を考えつつ、学校関係者と連携して保護者に対する制度周知の表現や内容を工夫する。

3. 外部評価

<p>○必要に応じた予算増額は高く評価できる。引き続き内容の充実を図ってほしい。 ○支援が必要な児童・生徒の増加に伴い、引き続き適正な審査及び援助を引き続きお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、適切な支援を行うために、よりわかりやすい制度周知を行うとともに、予算の確保や事務の見直しに努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	小中学校就学援助事業				担当課	教育総務課
目的	○経済的理由により就学が困難な者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。					
事業概要	○経済的理由により就学が困難と認められる者に対し、経済的援助として就学援助費を支給する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	42,883	令和6年度 (決算額)	44,276	<参考> 令和7年度 (予算額)	58,920

2. 取組結果

成果・効果	○対象者：要保護児童1名、要保護生徒4名 準要保護児童297名、準要保護生徒215名 合計517名の保護者 ○支給内容：学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の一部又は全部					
今後の課題 改善策	○適正な審査、援助の充実を図るための予算確保、及びその方法や手段について検討を行う。					

3. 外部評価

○適正な審査により児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう期待する。 ○必要に応じた予算増額は高く評価できる。引き続き内容の充実を図ってほしい。 ○必要な援助が適正に行われるよう、引き続き適切な対応をお願いする。					
--	--	--	--	--	--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続				
○制度についてのわかりやすい周知方法や適正な審査、予算の確保に努めることで、経済的な理由により就学が困難な家庭に対して、援助を行う。					

1. 事業概要

事業名	児童教育支援（通訳）事業			担当課	学校教育課	
目的	○帰国や渡日した児童・生徒が安心して学校生活をおくることができるように支援する。					
事業概要	○各国から帰国や渡日した児童・生徒や保護者に対し、学校において通訳支援者や日本語指導支援者が、母語による支援および日本語指導のサポートを行い、日常生活および学習活動への適応を促す。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	8,708	令和6年度 (決算額)	10,256	<参考> 令和7年度 (予算額)	20,413

2. 取組結果

成果・効果	○日本語指導の必要な子どもたち12名に対し、年間を通して通訳支援と日本語指導支援を実施し、児童・生徒が安心して登校することができた。 ○帰国・渡日の生徒が、日本で安心して高校への進学について考えられるよう、泉南地区合同の多言語進路ガイダンス及び学校生活相談会を開催し、本市の学校に在籍する小・中学校の児童・生徒と保護者が参加した。
今後の課題改善	○年度途中の突然の帰国や渡日による転出入が増加傾向にあり、急な対応を要する場面が多い。適宜、他市町や市で任用している通訳者と連携して情報を共有しているが、近隣市町でも同様に転入が増加しているため、通訳者の確保が非常に困難になってきている。関係団体の他、近隣大学に募集を依頼するなど、様々な方法を考え、確保に努めていく必要がある。

3. 外部評価

<p>○年間を通じた通訳支援により、児童・生徒が安心して登校できたことを評価する。今後、日本語指導の必要な児童・生徒の増加に伴い、他市町との情報共有や連携がなお一層必要となる。担当者のなお一層の努力を期待する。</p> <p>○支援対象となる児童・生徒の増加や対象言語数の増加が予想されることから、現在の取組の継続にとどまらず、質量ともに充実させることを期待する。</p> <p>○国や府の事業を積極的に活用することに加え、近隣市町村との連携した施策展開を模索してもらいたい。</p> <p>○様々な言語に対応する通訳者を確保することは時間を要する。できる限りスムーズな対応ができるよう、人材の確保をお願いしたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○年間を通して学校・保護者・日本語指導支援者・通訳者・教育委員会事務局が連携を密にし、現状把握を行うことにより、帰国・渡日の子どもたちやその保護者が安心して学校や地域で過ごせるようにする。</p> <p>○日本語指導を必要とする児童・生徒の急な編入等に迅速に対応し、通訳者の安定的な確保ができるよう、平素より関係機関や通訳者と情報交換を行い、新たな確保方法についても検討を進める。</p> <p>○帰国・渡日の生徒が、高校進学や将来について考え、選択ができるよう、大阪府教育庁主催の母語支援のあるフォーラムや泉南地区の進路ガイダンス等の情報提供を随時行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	子ども支援員配置事業				担当課	学校教育課
目的	○障がいのある子どもが等しく教育を受ける権利を保障する。					
事業概要	○小中学校の支援学級における、障がいのある児童・生徒に対し、子ども支援員を配置し、必要な支援を行う。 ○通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等、発達障がいの特性の見られる児童・生徒に対し、子ども支援員を配置し、必要な支援を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	52,321	令和6年度 (決算額)	62,029	<参考> 令和7年度 (予算額)	79,102

2. 取組結果

成果・効果	○子ども支援員の配置により、支援学級在籍だけでなく通常の学級在籍で支援を必要とする児童・生徒に対しても、引き続き丁寧な支援を行うことができた。 ○令和6年度は46名の子ども支援員を配置し、医療的ケアが必要な児童にも、看護師免許を有する支援員を配置し、適切に支援を行った。
今後の課題 改善策	○支援を必要とする児童・生徒及びその保護者のニーズが多様化するなか、支援員を必要とする状況は、近隣市町と同様、人材確保が課題となっている。 ○支援を必要とする児童・生徒及びその保護者が、学校で安全・安心に生活し、成長できるよう、子ども支援員の人員を確保するとともに、教職員との連携をさらに深めていく。

3. 外部評価

<p>○支援員の配置が適切であったことを評価する。障がいの内容も多種多様であり、特に看護師免許を有する支援員の人材確保について、継続して努力をお願いする。 ○対象となる児童・生徒全てをカバーできていることについて、高く評価する。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒に看護師免許を有する支援員が配置できていることは非常に評価が高い。引き続き、現行の取組を継続するため、人員の確保をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○支援を必要とする児童・生徒が増加し、求められる支援も多様化していることから、対象児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るため、広く支援する子ども支援員の重要性は増している。一人ひとりの障がいの状態や特性等の丁寧な把握に努め、教職員との連携をさらに深められるよう研修等の機会を活用するとともに、必要な支援員数を確保し、適切な配置を継続できるように努める。 ○今後も医療的なケアを必要とする子どもの在籍が見込まれるため、引き続き看護師免許を持つ支援員の確保及び配置を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	教育支援相談員配置事業			担当課	学校教育課	
目的	○市立の校園所に在籍する子どもを対象に教育相談及び巡回相談を実施することにより、早期からの支援体制を整える。					
事業概要	○市立の校園所に在籍する子どもを対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて知能検査を行い、それに基づいた支援方法などを提案する。 ○定期的に子どもの様子を観察し、必要な支援について校園所等に助言する。 ○保護者に寄り添い、家庭とともに子どもへの支援を確立していく。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	3,258	令和6年度 (決算額)	3,940	<参考> 令和7年度 (予算額)	4,311

2. 取組結果

成果・効果	○市立の各幼稚園、保育所へ年間4回ずつ巡回相談を行うことにより、相談員から教職員に対し、早期から支援を必要とする子どもの支援方法について様々な提案を行うことができた。 ○小中学校においても、相談員による教育相談や検査を活用するケースが年々増加しており、令和6年度は保幼小中全体で323回の教員相談を実施した。
今後の課題 改善策	○相談員による子ども及び保護者への支援や検査の実施等を希望するケースの増加により、時間の余裕をもって支援員を派遣することが難しい場合がある。 ○相談員が各校園所で支援を行う際に、教職員が相談員の助言を聞く機会を増やすことや相談員を講師とした研修の実施により、各校園所の教職員のスキルアップにつなげ、子どもにとって適切な支援を実施する。

3. 外部評価

<p>○実施件数が年々増加していることにより、相談員の負担が大きくなっている。相談員と教職員が情報を共有し、子どもの適切な支援につなげてもらいたい。 ○今後も保護者のニーズが多様化すると思われる。予算、人員の確保に努めてもらいたい。 ○早い段階から支援についての提案を専門家から受けることで保護者の不安の解消や、より適切な支援の実施に繋がっていくと思われる。引き続き予算、人員の確保をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○保護者の抱える不安や支援方策について相談を受け、検査等を通して丁寧に子どもの状況把握を行うことで、適切な支援につなげることができており、事業を継続して実施する。 ○支援を必要とする子どもは年々増加し、その状況も多様化しているため、教育支援相談員が担当指導主事とともに子どもの状況をしっかりと把握したうえで、校園所の支援体制や就学前からの早期の就学相談、教職員の関わり方に支援・助言を行う。 ○教職員の支援教育に係る知識及びスキルアップを図るため、教育支援相談員がケース会議や研修等を行う機会を増やすとともに、本事業に係る予算及び人員の確保に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	進路選択支援事業				担当課	学校教育課
目的	○奨学金相談等を行うことで家庭事情や経済的理由により進学、進級をあきらめることのないようにする。					
事業概要	○地域就労支援コーディネーターが常駐し、随時、進路（奨学金）の相談に応じる。 ○市内全小中学校に本事業について情報提供するとともに、一般市民向け（保護者対象）の奨学金説明会を実施する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	189	令和6年度 (決算額)	216	<参考> 令和7年度 (予算額)	216

2. 取組結果

成果・効果	○地域就労支援コーディネーターを配置し、随時進路相談に対応した。 ○年間11件の相談に対し、必要な情報を提供することができた。 ○8月の進路（奨学金）に関する説明会は、チラシや市のウェブサイトにより周知したうえで、実施した。参加者からの個別相談も受け、必要な情報を提供することができた。
今後の課題 改善策	○奨学金や国の就学支援金、府の就学支援補助金等について最新の情報の把握に努め、地域就労支援コーディネーターと連携を図りながら進路（奨学金）に関する説明会を開催するなどの進路相談を行う。

3. 外部評価

<p>○地域就労支援コーディネーターが配置され、随時進路相談に対応されたことを評価する。府の動向などに留意し、相談に対して適切な説明をお願いする。 ○地域就労支援コーディネーターの存在、奨学金や高校の授業料などの相談窓口の案内など、わかりやすい周知と利用の促進をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学校の教員からの働きかけにより、市への問い合わせにつながった事例もあったため、懇談などの機会を含め、相談窓口や進路（奨学金）説明会についての全家庭への周知の徹底に努める。 ○市の広報媒体も電子化されているものもある中、より良い広報の方法について研究を続け、必要となる情報の発信に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	教育支援事業				担当課	学校教育課
目的	○支援教育を必要とする子どもに適切な就学支援を行い、支援教育の充実を図る。					
事業概要	○本市の学校園所に在籍し、または在籍しようとする障がいのある子どもに対して、個々の特性や教育的ニーズに応じた豊かな教育が行われるよう、適切な教育支援（就学支援）を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	50	令和6年度 (決算額)	50	<参考> 令和7年度 (予算額)	50

2. 取組結果

成果・効果	○対象の幼児・児童・生徒が所属する保育所・幼稚園・こども園及び小中学校を訪問し、個別支援の必要性を把握することができた。 ○支援学校等の外部機関や専門家と連携し、107名の幼児・児童・生徒のより良い学習環境の確保に向けて、適切な教育支援を行うことができた。
今後の課題 改善策	○就学支援等が必要な幼児・児童・生徒は年々増加しており、子ども・保護者のニーズは多様であるため、丁寧な就学相談を行い、必要とされる情報を確実に伝えることで、安心して就学できるように努める。 ○適切な就学支援ができるよう教育支援委員会の体制を整備するとともに、校園所及び外部機関との連携を図る。

3. 外部評価

<p>○対象の幼児・児童・生徒の個別支援の必要性を把握され、適切な教育支援ができたことを評価する。 ○対象となる幼児・児童・生徒数の増加に加え、ニーズの多様化が進んでいるため、より丁寧な取組が求められる。また、そのための予算増も検討してもらいたい。 ○個々の特性に合わせ、一人ひとり丁寧な対応をお願いし、子ども及び保護者が安心して就学できるよう、配慮をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○今後も支援を必要とする子どもやその保護者の意識やニーズは多様化していくことが見込まれる。校園所や支援学校、福祉機関等との連携をさらに深め、子どもたちの状況把握に努めることで教育支援をさらに充実させる。 ○対象の子どもが安全・安心に校園所生活を送れるようにするために、研修等を実施することにより、適切な就学相談や教育支援を教職員が行うことができるようにする。</p>	

1. 事業概要

事業名	小学校安全対策事業			担当課	教育総務課	
目的	○校内への不審者等の侵入を防止する。 ○「学校の安全は地域で守る」意識の高揚と、地域ボランティアの発展。					
事業概要	○子どもの安全確保や不審者の侵入を防止するため、各小学校に受付員を配置する。 ○「学校の安全は地域で守る」意識の高揚と、地域ボランティアの発展及び育成を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	2,946	令和6年度 (決算額)	2,760	<参考> 令和7年度 (予算額)	3,374

2. 取組結果

成果・効果	○実施校数：8校（全校） 受付員（登録者）数：53名 ○学校と連携し、地域の全校に受付員を配置することができた。 ○地域ボランティアの発展及び育成を図った。
今後の課題 改善策	○継続して受付員を維持・確保することが必要である。 ○地域の人々の理解・協力が得られるよう、学校と連携して引き続き働きかける必要がある。

3. 外部評価

○学校の安全は地域で守るという意識と、不審者の侵入防止等に対する教職員の安全に関する日々の意識が深化することを望む。また、地域ボランティアのより一層の育成をお願いする。 ○地域のボランティアの方々のご協力に感謝する。引き続き子どもたちの安全確保をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○学校の安全やスクールサポーターの役割等を小学校の教職員とも再確認しながら連携し、引き続きスクールサポーターの確保や育成を図る。	

1. 事業概要

事業名	小中学校教職員研修事業			担当課	学校教育課	
目的	○児童・生徒に対する指導・支援の充実のため、教職員の資質向上をめざす。					
事業概要	○児童・生徒に対する指導や支援の充実、新しい教育課題や危機管理に対する教職員の資質向上や対処能力向上のため、研修を実施する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	163	令和6年度 (決算額)	132	<参考> 令和7年度 (予算額)	228

2. 取組結果

成果・効果	○学力向上や人権教育、情報教育、外国語教育など教員に求められる課題が多い中で、期間を限定したオンデマンドでの研修実施や、海洋教育の体験を取り入れた研修など集合型開催の研修を実施することができた。
今後の課題改善策	○国や府の動向を確認しながら、より実践的な研修を計画し、さらなる充実を図る。 ○教員の働き方改革の視点も念頭に置き、タブレット端末を活用したリアルタイムでの研修の実施など教員のニーズを把握しながら、各研修のよりよい開催方法について検討する。

3. 外部評価

<p>○オンデマンド研修や集合型研修が実施できたことを評価する。この研修内容を現場で教職員が互いに共有し、児童・生徒の指導・支援の充実のために活用することを願う。</p> <p>○教員の働き方改革の視点を念頭に置くことは必要であるのだが、「研修して終わり」ということにならないよう、オンデマンドでの研修を実施した場合は、その効果検証を必ず行うことが求められる。</p> <p>○いずれかの分野に偏ることのないよう、バランスの良い研修計画が求められる。また、同時に教職員のニーズの把握が重要となる。</p> <p>○日々、業務に追われ限られる時間の中で、オンデマンド研修や本市の特色のある海洋教育の体験など、充実した研修が行われていることは評価が高い。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○初任者等の経験の少ない教員に対する授業訪問及び指導助言を定期的実施し、教員の授業力向上につなげる。</p> <p>○様々な教育課題がある中で、教員の研修に対するニーズを把握し、様々な分野の研修について計画立案するとともに、受講者の振り返りからより効果的な研修となるように検証を行う。</p> <p>○教職員の働き方改革についても考慮したうえで、研修の手法について検討し、参加型・体験型の研修についても効果的に取り入れ、内容の充実を図る。</p>	

1. 事業概要

事業名	教育支援センター実施事業			担当課	学校教育課	
目的	○学校園に登校園できない状態にある子どもの学校園生活への復帰を支援する。					
事業概要	○不登校園状態にある園児・児童・生徒、特に心理的または情緒的な要因によって登校園できない状況にある園児・児童・生徒の居場所とし、様々な体験をしながら自己肯定感を育み、集団生活への適応や社会的自立を支援する。 ○阪南市教育支援センター「シンパティア」は、スペイン語で「共感」「親愛感」を意味する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	5,289	令和6年度 (決算額)	7,599	<参考> 令和7年度 (予算額)	11,610

2. 取組結果

成果・効果	○午前中に指導員1名が勤務できるようになったことで、教育支援センターと学校の情報共有、市連絡会等への参加等、連携の時間・頻度が増え、保護者や学校からの教育相談やセンターの見学が増えた。 ○指導員との教育相談や見学を通じて、保護者や当該児童・生徒が安心感を覚え、通所に繋がったケースが増加した。
今後の課題改善	○教育支援センターの通所登録をした児童・生徒の通所日数が少ないケースがあるため、家庭支援等、通所につながる支援を考える。 ○教育支援センターから距離の離れた通所しづらい家庭へのオンライン等ICT機器を活用した支援について、先進市町の事例や府からの情報収集を行い、実施方法について検討する。

3. 外部評価

<p>○指導員が午前中にも勤務できるようになったことにより、保護者や当該児童・生徒が安心感を増し、通所につながったことを評価する。今後、その子たちが学校生活に復帰できるよう願う。</p> <p>○成果のあった取組などについて、教職員研修や情報交換会などの場を通じて、市内全校園で共有することでより一層効果のある取組となると考える。教育支援センターを中心にそういった機会を充実させてもらいたい。</p> <p>○府の不登校支援事業との連携を視野に入れた取組の推進を図ってもらいたい。</p> <p>○不登校に悩む保護者が学校以外の場所で気軽に相談できる場所ができたこと、相談から当該児童・生徒の見学、通所へと進んでいくケースが増えたことは評価が高い。通所しづらい児童・生徒について、オンライン等での支援の実施ができるよう環境の整備についても検討をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○校内教育支援ルームへの登校が難しい児童・生徒、または、教育支援センターで自信をつけ、校内教育支援ルームへの登校復帰に向けた段階の児童・生徒の様子について、教育支援センターの通所検討会やケース会議等で各学校と協議し、連携を深めることで、当該児童・生徒への支援につなげる。</p> <p>○通所につなげるだけでなく、スクールソーシャルワーカーとの連携を深め、家庭の支援のために関係諸機関とつながることができるよう、当該児童・生徒の情報交換等を教育支援センターで行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	スクールカウンセラー配置事業			担当課	学校教育課	
目的	○心理的な不安や問題を抱えた相談者に対し、問題解決に向けて支援する。					
事業概要	○学校園におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーによる心理相談を実施する。 ○教職員に対するカウンセリング研修などにより、子ども理解を深め、子どもや保護者の抱える悩みや問題などについて解決に向けて支援する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	3,822	令和6年度 (決算額)	3,822	<参考> 令和7年度 (予算額)	3,822

2. 取組結果

成果・効果	○市任用のスクールカウンセラーを定期的に配置できたことで、府任用のスクールカウンセラーとの間で、児童対応と教職員対応とに役割を分担して活用できた学校や校内研修の講師として活用できた学校があった。 ○スクールカウンセラーの勤務日に研修やケース会議等を開催することで、専門的な見立てを教員が知り、児童・生徒理解につなげることができた。
今後の課題 改善策	○スクールカウンセラーとの面談が必要なケースが増加し、教員と連携してアセスメントを行う時間の確保が難しい学校がある。 ○教育支援センターへ通所している児童・生徒に対し、スクールカウンセラーが関わられるようにするため、学校との調整により、教育支援センターへ巡回できるように計画する。

3. 外部評価

<p>○府、市任用のスクールカウンセラーが定期的に配置できたことにより、児童・生徒対応と教職員対応の役割分担で活用できたことを評価する。今後、児童・生徒の理解につながるよう期待する。 ○面談が必要なケースの増加に伴い、人員、予算の確保をお願いします。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○早期発見できた登校しづらい児童・生徒や問題行動の被害や被虐待等、精神的に不安定な様子が伺える児童・生徒について、それぞれのニーズに基づき、適切にスクールカウンセラーとつながられるようにする。 ○教育支援センターの児童・生徒が通所する時間帯にスクールカウンセラーを配置するため、学校への配置について調整を図る。教育支援センターに配置することにより、指導員等の職員や通所する児童・生徒、その保護者等と面談や研修を行い、多角的にアセスメントし支援していく。</p>	

1. 事業概要

事業名	小中学校保健事業			担当課	教育総務課	
目的	○学校における児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図る。					
事業概要	○学校保健安全法に基づき、学校における児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、安全で衛生的な教育環境づくりを推進する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	19,642	令和6年度 (決算額)	19,332	<参考> 令和7年度 (予算額)	21,189

2. 取組結果

成果・効果	○全校において健康診断や各種検診及び各種環境測定検査を適切に実施できた。 ○学校保健会やその他部会等を通じ、児童・生徒及び職員の健康診断やその他の取組について、情報共有や意見交換が実施できた。 ○各種健診事務を見直し、より効率的にできるよう調整できた。
今後の課題 改善策	○学校保健会等での研修や情報交換の充実を図り、教職員の更なる知識・意識の向上を図る。 ○健康診断や各種検診を円滑に実施し、必要に応じて迅速に精密検査等を指示することで、児童・生徒の健康の保持増進を図る。

3. 外部評価

<p>○健康診断によって早期発見することにより、児童・生徒や教職員の健康の保持に役立つようお願いする。 ○本事業の取組について、市内全校の全教職員へ周知を徹底する必要があると思われる。 ○児童・生徒及び教職員の方々が健康に過ごせるよう引き続き適切な対応をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○引き続き、健康診断・各種の検診の円滑な実施に努め、その結果に応じ、早期に適切な処置につながるよう、学校、学校三師と連携する。 ○児童・生徒の健康の維持・増進のため、各種取組ができるよう、学校保健会等で研修や情報交換等を行い、教職員等の知識の向上を図る。</p>	

1. 事業概要

事業名	GIGAスクールビジョン推進事業				担当課	学校教育課 教育総務課
目的	○校内のICT環境を整備し、国のGIGAスクール構想を踏まえた阪南市の教育目標である「阪南GIGAスクールビジョン」を推進する。					
事業概要	○児童・生徒（学習系）及び教員（校務系）のICT環境を整備・維持する。 ○学習系としてタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進するとともに、個別最適学習活動の推進や、家庭学習においても活用を進める。 ○校務系として校務支援システムの活用により、教員の働き方改革を進める。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	56,934	令和6年度 (決算額)	65,568	<参考> 令和7年度 (予算額)	221,550

2. 取組結果

成果・効果	○タブレットに学習支援アプリを導入し、授業での活用方法について研究するとともに、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の取組を進めた。 ○令和2年度に整備した大容量の校内通信ネットワークやタブレット端末等のICT機器を活用した指導方法の工夫改善を図り、引き続き授業改革や新しい学習活動に取り組んだ。
今後の課題 改善策	○学習支援アプリ等の利用によるICT機器を効果的に活用した授業実践について研究・推進するとともに、タブレット端末を活用した家庭学習をさらに進める。また、授業支援アプリを校務でも活用し、教員の働き方改革を促進する。 ○校務支援システムを効率よく活用し、教員の働き方改革を更に促進する。 ○タブレット端末の更新（令和8年度使用開始予定）をはじめ、学校ICT機器の更新時期となることから、国の動向を見極め更新を行っていく。

3. 外部評価

<p>○タブレット端末の持ち帰りにより家庭学習に取り組めたことを評価する。今後、授業支援アプリの活用により教員の働き方改革にも役立ててもらいたい。</p> <p>○事業目的はあくまでも子どもの学びの充実であることから、ICT機器を使うことが目的となってしまうような取組を推進する必要がある。</p> <p>○No.2-11「小中学校教職員研修事業」としっかりと連携し、市内の学校間で取組の温度差を発生させない指導を願いたい。</p> <p>○ネットワーク環境の整備、学習効果の高いタブレット端末やアプリの導入など、引き続き検討をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○GIGAスクールビジョン推進担当者連絡会だけでなく、他の教職員研修とも連携を図り、講師を招聘した研修の実施や効果的な活用方法を共有することで、子どもの学びの充実を図る。</p> <p>○会議や研修において、授業支援アプリを活用することによる教員の働き方改革の手法を研究し、可能な方法について実施を進める。</p> <p>○ネットワーク環境整備など、ハード整備を行うことで、校務DXに繋げ、より教育がしやすい環境づくりに取り組む。</p>	

1. 事業概要

事業名	学校図書館専任司書配置事業			担当課	学校教育課	
目的	○学校図書館施設の有効利用を進め、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣の確立を図る。					
事業概要	○言語活動の充実や豊かな心、主体的な問題解決能力の向上を図り、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣を確立するため、学校図書館に司書を配置する。 ○学校図書館専任司書研修を年間10回程度行うことにより、各校の読書活動の推進を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	15,160	令和6年度 (決算額)	17,962	<参考> 令和7年度 (予算額)	19,664

2. 取組結果

成果・効果	○年間9回の研修を実施し、学校図書館におけるICT活用についての検討や、各校における取組を共有することで、各校の実践につなげることができた。 ○小学校2校には週5日、その他の小中学校には週2日又は2.5日の学校図書館専任司書の配置を行い、図書の日や委員会活動などを通して、教職員と連携した取組を行うことができた。
今後の課題改善策	○市立図書館と連携して電子図書館の利用を進めるとともに、ICT活用による子どもたちが本と出会うきっかけをつくる取組を検討し、読書活動及び学習活動の充実を図る。 ○子どもの読書習慣を確立するため、現状2校となっている学校図書館専任司書の週5日配置について検討を進めていく。

3. 外部評価

<p>○子どもの読書習慣を確立するためにも学校図書館専任司書の役割は大きい。教職員との連携や市立図書館の有効活用をお願いする。</p> <p>○他市町村に先駆けて成果を上げてきたこの取組が継続されていることを高く評価する。学校図書館の3つの機能のさらなる充実に向けた取組を継続してもらいたい。</p> <p>○学校図書館専任司書と市立図書館との連携をさらに深め、より良い取組になってくれることを期待したい。</p> <p>○学校図書館専任司書の週5日配置と週2日配置では、学校図書館開館日数の差による子どもの読書量に影響や差は出るのではないかと。配置日数の少ない学校には日数の増加の検討、努力をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学校図書館を中心とした各校の読書活動の充実に向け、引き続き学校図書館専任司書の1校1名配置の実現をめざす。</p> <p>○児童・生徒の1人1台タブレット端末による電子図書の活用等、学校図書館と市立図書館が連携し、子どもと本の出会いの機会をつくっていく。</p> <p>○学校図書館専任司書と連携した取組の好事例について、モデル校の実践を研修等で発信することにより、各校の学校図書館の活用の充実につなげる。</p>	

1. 事業概要

事業名	外国語指導助手活用事業			担当課	学校教育課
目的	○言語や文化について理解を深め、積極的なコミュニケーション能力の基礎を養う。				
事業概要	○児童・生徒に対して、外国語を通じた言語・文化への理解やコミュニケーション能力などを段階的に養うため、JETプログラム(外国語青年招致事業)により任用した英語教育指導助手(JET-ALT)を活用する。				
事業費(千円)	令和5年度(決算額)	34,731	令和6年度(決算額)	33,127	<参考> 令和7年度(予算額) 40,998

2. 取組結果

成果・効果	○全小中学校に計8名のALTを配置し、児童・生徒が授業やその他の活動を通してALTと交流し、英語に触れる機会を持った。 ○ALTが長期休業中に市立図書館にて英語絵本の読み聞かせを行ったり、地域での小学生対象のイベントに参加したりすることで、学校以外での取組の幅を広げることができた。
今後の課題改善策	○英語の授業以外でも普段の学校生活で、ネイティブの英語に触れる機会を増やすとともに、英語イベントの実施等、学校外でも子どもたちとALTが交流を深められる方法を検討する。 ○令和7年度も新規任用のALTが来日予定であることから、日本での生活の立ち上げ等についてALTコーディネーター委託業者と連携し、対応を進めていく。

3. 外部評価

<p>○全小中学校にALTが配置され、児童・生徒が直接英語に触れる機会を持てたことを評価する。また、英語絵本の読み聞かせ等、学校以外での取組ができたことに感謝する。 ○小学校での英語必修化により、子どもたちの早期の英語嫌いが懸念される。ALTとの授業や日常会話を通じての交流など、子どもたちが英語に興味を持つ取組を推進してもらいたい。 ○ALTとのコミュニケーションを図り、子どもたちが外国語を学ぶ機会や楽しみが増えることを期待する。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○新しく来日するALTの日本での生活のサポートをはじめ、学校での指導方法の研修等、全てのALTに対する支援をALTコーディネーター委託業者と連携し、継続して実施する。 ○英語の学習が楽しいと回答した児童・生徒の割合は年々増加しているため、引き続き子どもたちが英語を使って楽しく活動できる機会の充実を図る。 ○学校生活において、授業以外の場で子どもがALTと交流する機会を増やし、子どもたちが英語で自然とコミュニケーションがとれる環境づくりを進める。</p>	

1. 事業概要

事業名	いじめ問題対策事業				担当課	学校教育課
目的	○阪南市のいじめ問題に適切に対応する。					
事業概要	○いじめ問題対策連絡協議会を年3回開催し、各学校園におけるいじめの認知方法や対応、支援体制について確認する。重大事態発生時はいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実と学校園の対応について確認し、いじめ事案について適切に対応し、再発を防止する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	77	令和6年度 (決算額)	63	<参考> 令和7年度 (予算額)	145

2. 取組結果

成果・効果	○重大事態を含むいじめの状況を協議会等で報告するとともに、学校が把握しづらいSNSでのいじめ事案への対応や保護者との連携が困難化している事案等について委員と協議し、その内容を踏まえた助言を学校に行うことができた。 ○令和6年度は、小学校で338件、中学校で80件のいじめを認知し、327件(小:266件、中:61件)が、令和7年3月時点で解消している。
今後の課題改善	○中学校における認知件数の増加は、積極的にいじめを認知した結果であり、肯定的に捉えている。生起してから3か月以上が経つ未解消事案が増加しているため、分析及び対策を学校と協議する。 ○学校や教育委員会が重大事態の対応について悩むケースは、いじめ防止対策委員会で確認し、適切に対応していく。

3. 外部評価

<p>○多くのいじめを認知し、解消されたことについて、学校及び関係者の日常的な努力の結果に深く感謝する。今後とも内容を分析し、いじめが少しでも少なくなることを願う。 ○丁寧な取組について評価できる。一方で、未解消事案の増加について、その原因分析が必要となる。各学校での取組はもちろん必要だが、市全体としての取組の充実も同時に期待する。 ○いじめ認知を積極的に行い、スムーズな対応及び解消に努めていくことを引き続きお願いしたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○いじめ問題対策連絡協議会において、いじめやSNSとの付き合い方等への指導や取組事例について、専門家や関係機関からの助言等を各小中学校と共有し、取組を充実させる。 ○学識経験者や専門家、各関係機関に、学校が法に沿った適切な対応を行っているかを確認していただき、「いじめ重大事態」に係る指導・助言をもらい、被害を深刻化させず、児童・生徒が安全に安心して登校できるよう、その助言内容を校長会や生徒指導担当者連絡会等を通じて周知する。</p>	

1. 事業概要

事業名	海洋教育推進事業				担当課	学校教育課
目的	○日本財団等が主催する海洋教育パイオニアスクールプログラムを活用し、市内の学校園における海洋教育を推進する。					
事業概要	○市教育委員会が中心となり海洋教育を進めるうえで、阪南市海洋教育推進協議会を立ち上げ、取組を推進する。 ○海洋教育実施校での取組を市内各校園へ広げ、市内の海洋教育の充実を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	6,153	令和6年度 (決算額)	6,695	<参考> 令和7年度 (予算額)	9,000

2. 取組結果

成果・効果	○小学校2校で研究授業を公開するとともに、事前検討会や授業後の研究討議も協議会委員や他校の担当者と対面で行い、研究を深めることができた。 ○立地条件の異なる2校間でのリアルタイムオンラインの交流会を実施した。これまでより具体的な意見や質問、感想があり、活発な交流会となった。 ○学識者の指導のもと、効果検証アンケートを実施することができた。
今後の課題 改善策	○リアルタイムで双方向のやりとりができる交流会については、実施できる学校を徐々に増やしていくよう、計画していく。 ○「はんなん海洋リテラシー」についての理解を促進するための取組として、リーフレット等の作成を引き続き行う。 ○効果検証アンケートの分析を、学識の協力を得て行っていく。

3. 外部評価

<p>○小学校2校の研究授業を公開して研究を深めたことや、立地の異なる学校においてリアルタイムでオンラインの交流会ができたことを評価する。 ○本市の特色ある取組として高く評価できる。今後も充実を図ってもらいたい。 ○素晴らしい取組を多くの市民が知る機会を増やす工夫も凝らしてもらいたい。 ○本市の特色ある取組として全小学校が海洋教育を実施し、学校同士が交流しながらの学習の機会があることは評価が高い。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○令和7年度で全小学校での公開授業の実施が完了する予定である。担当者との研究討議を進める中で、これまで培ってきた実施校のノウハウを生かし、海洋教育副読本「はんなんのうみ」のより効果的な活用法を研究する。 ○阪南市外の学校との交流の実施等、効果的な実践について研究を進め、各校の特色ある取組について市内外へ発信する。 ○昨年度に引き続き、海洋教育の効果検証をアンケートを用いて実施する。 ○海洋教育リーフレットを作成し、市内外に海洋教育の取組について広く発信する。</p>	

1. 事業概要

事業名	水泳の充実推進事業			担当課	学校教育課	
目的	○小学校、中学校の水泳授業を民間の事業者へ委託することにより、より効果的・効率的な水泳学習を行う。					
事業概要	○気候や風雨に影響されることなく、熱中症へのリスクも軽減できる屋内プールでの水泳学習を実施することを通して、安全・安心に子どもたちに水に親しむ楽しさや喜びを味わわせる。 ○民間事業者のインストラクターと連携しながら、教職員の指導力を高め、子どもたちの泳力と体力を向上させる。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	8,668	令和6年度 (決算額)	12,956	<参考> 令和7年度 (予算額)	18,190

2. 取組結果

成果・効果	○民間業者の屋内プールの利用により、天候に左右されず安定して実施することができた。「安心して泳ぐことができた」と回答した児童は87%だった。 ○「水泳学習は、楽しく学べた」と肯定的回答の児童が90%、「インストラクターと連携して指導することで、泳力(体力)が向上したと思う」と回答した教員が96%となった。
今後の課題 改善策	○教員の学校水泳における指導力向上に課題がある。インストラクターとの事前打ち合わせや実際の水泳指導で、教員も積極的に水泳指導に参加し、指導力向上を図るよう各校へ働きかける。

3. 外部評価

<p>○民間業者に委託することによって、教職員の負担が軽減できたことは良かったと思う。民間のインストラクター任せにならないよう、教員が細心の注意を払い、児童の事故がないよう願う。 ○教員の学校水泳における指導力向上に向けて具体的な研修体制などの構築が求められる。 ○水泳学習に対する児童や教員の評価が高いこと、教員も児童と入水し学ぶ機会を得ていることは、非常に良い取組であると思われる。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○教員が入水してインストラクターとともに指導にあたることを、今後も継続することにより、教員の指導力向上に繋げていく。 ○委託業者と学校との事前打ち合わせ等の連携を密に行うことで、安全・安心な水泳事業を引き続き実施する。</p>	

1. 事業概要

事業名	学校支援員配置事業				担当課	学校教育課
目的	○学校支援員を配置することで教職員の負担軽減を図る。					
事業概要	○学校における教員の負担軽減を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、子どもたちの学習支援及び教員の事務補助を行う学校支援員を全小中学校に配置する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	5,961	令和6年度 (決算額)	5,571	<参考> 令和7年度 (予算額)	6,865

2. 取組結果

成果・効果	○市内全小中学校に学校支援員を配置し、事務補助や子どもの学習支援、学校施設の清掃等を行い、教職員の負担軽減を図ることができた。配置校へのアンケートの結果では、すべての学校が支援員を配置することにより、教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に注力することができる環境となり、教材研究等にかかる時間が増加したと回答した。
今後の課題 改善策	○年度当初から全小中学校に学校支援員を配置することができなかったことに加え、年度途中で学校支援員が退職した学校に、年度末まで配置することができなかった。人材の確保が課題となっているため、大学に募集の協力を依頼する等、新たな募集方法を開拓していく必要がある。

3. 外部評価

<p>○学校支援員配置により教員の負担が軽くなり、教員が児童・生徒への指導や教材研究に注力できることから、年度当初からの配置をお願いする。担当者の努力に感謝する。</p> <p>○教職員の負担軽減につながったことを評価する。今後は、学校の具体的ニーズのさらなる把握に努め、必要な予算を確保してもらいたい。</p> <p>○教職員の負担軽減を図ることができていると考えられることから、引き続き全校配置のための支援員確保の努力をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学校支援員配置校へのアンケートの結果、すべての学校から「教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に注力することができる環境となり、教材研究等にかかる時間が増加した。」との回答があった。今後も学校のニーズの把握に努め、学校支援員のさらなる効果的な活用を進めていく。</p> <p>○学校支援員の確保のため、紙面や電子媒体で募集の広報をし、応募者が必要定数に満たない場合には、年度途中にも随時募集をするなど各校への配置に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	給食センター管理運営事業				担当課	学校給食センター
目的	○学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。					
事業概要	○児童の心身の健全な発達及び学校における食育の推進を図る。 ○衛生管理を徹底し、市内全小学校に安全・安心な学校給食を提供する。 ○小学校給食用物資の調達・調理・配送、その他の必要な業務を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	129,269	令和6年度 (決算額)	113,776	<参考> 令和7年度 (予算額)	179,083

2. 取組結果

成果・効果	○特別献立（七夕献立などの行事食）の実施（全8回） ○大阪ウィーク（6月第4週目）に大阪泉州の郷土料理等を提供（全5回） ○パリ2024オリンピック献立の実施 ○6年生が考えた給食献立の募集（実施は令和7年5月～6月に計8回）
今後の課題 改善策	○給食アンケートや献立委員会等の意見等を参考に、児童・生徒への献立を検討する。残食の多い献立について検証し、更なる残食の減量化に努める。 ○成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達及び食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を養うことをめざし、安全で安心なおいしい給食を提供する。

3. 外部評価

<p>○児童・生徒の献立に様々な工夫がされていることに感謝する。できる限り残食の減量化に努め、心身の健全な発達と食生活の正しい食習慣を身に付けることを願う。</p> <p>○多額の予算を投入したこの事業は、子どもたちの成長という点において極めて重要である。また、「まちづくり」の観点からも、学校給食の様々な意味での充実は子育て世代の人たちにとって関心が高い。</p> <p>○小学校から中学校までの9年間、同じ給食を食べ続けることができるようになったことは有難い。アレルギー対応には注意を払い、安全・安心な学校給食の提供をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>○学校給食センターの施設改修により、厨房施設のドライ方式への変更や施設に空調設備を設けたことなどで、現在の衛生環境基準にも適合し、食の安全や給食調理に携わる職員の労働環境が向上した。</p> <p>○中学校給食を含め、地産地消をはじめ大阪・関西万博献立の実施、除去食の提供できるメニューの増加、保冷剤付の食缶での提供などにより、安全・安心な学校給食の提供を継続する。</p>	

1. 事業概要

事業名	中学校給食運営事業				担当課	学校給食センター
目的	○学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。					
事業概要	○学校給食が、生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものであることから、学校における食育の推進を図る。 ○栄養のバランスと必要なエネルギー量のとれた完全給食を全員喫食で実施するため、デリバリー方式による提供を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	68,842	令和6年度 (決算額)	64,704	<参考> 令和7年度 (予算額)	-

2. 取組結果

成果・効果	○特別献立（お月見献立などの行事食）の実施（全12回） ○1月第4週目の全国学校給食週間に「日本の味めぐり」をテーマに「日本各地の郷土料理を給食で再現（全5回） ○生徒が考えた献立の実施（4月～12月 全14回）
今後の課題 改善策	○令和7年度からは、「給食センター管理運営事業」内で事業展開を行う。

3. 外部評価

<p>○児童・生徒の献立に様々な工夫がされていることに感謝する。できる限り残食の減量化に努め、心身の健全な発達と食生活の正しい食習慣を身に付けることを願う。 ○多額の予算を投入したこの事業は、子どもたちの成長という点において極めて重要である。また、「まちづくり」の観点からも、学校給食の様々な意味での充実は子育て世代の人たちにとって関心が高い。 ○中学校でも小学校と同様に給食が提供されることになったことは評価が高い。</p>

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>令和7年度からは、「給食センター管理運営事業」内で事業展開を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	学校給食センター改修事業			担当課	学校給食センター	
目的	○老朽化した学校給食センターの改修を行い、継続して安全・安心な給食が調理できるよう施設を整える。					
事業概要	○老朽化した学校給食センター施設の改修について、各種調査を行い改修内容を検討し、現給食センターを継続して利用し、安全・安心な給食が調理できる環境を整備する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	55,589	令和6年度 (決算額)	1,602,739	<参考> 令和7年度 (予算額)	-

2. 取組結果

成果・効果	○学校給食センター改修事業に係る設計・施工業者を公募型プロポーザル方式で選定し、令和5年5月に契約締結。その後、工事の進展に伴い、令和6年度には市議会での議決後、変更契約を行った。 ○予算において、学校施設環境改善交付金（空調関係）を活用し、令和7年2月から共用開始した。
今後の課題 改善策	○保健所から調理場内の衛生管理について指摘されていたが、ドライ方式に変更されたことにより改善が図れた。 ○なお、学校給食センター改修事業は、令和6年度をもって事業が完了した。

3. 外部評価

○児童・生徒の献立に様々な工夫がされていることに感謝する。できる限り残食の減量化に努め、心身の健全な発達と食生活の正しい食習慣を身に付けることを願う。
○多額の予算を投入したこの事業は、子どもたちの成長という点において極めて重要である。また、「まちづくり」の観点からも、学校給食の様々な意味での充実は子育て世代の人たちにとって関心が高い。
○給食センターが整備され、センターで働く方々の作業環境が改善されたことは、非常に評価が高い。

4. 今後の方針

方向性	休止・廃止・終了
○学校給食センター改修事業は、令和6年度をもって事業が完了した。	



大規模改修が完了した学校給食センター

1. 事業概要

事業名	阪南市立学校のあり方検討事業			担当課	教育総務課	
目的	○阪南市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について検討する。					
事業概要	○阪南市立学校のあり方検討委員会を設置し、阪南市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について協議し、答申を得る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	189	令和6年度 (決算額)	124	<参考> 令和7年度 (予算額)	0

2. 取組結果

成果・効果	○令和6年度に3回の会議を開催し、令和7年2月に阪南市立学校のあり方検討委員会より「阪南市立学校のあり方について」の答申を受けた。
今後の課題 改善策	○教育委員会が諮問した3つの項目に対しての答申を踏まえるとともに、今後の整理統合を含めた学校のあり方に関しては、ソフト面・ハード面の状況、教育環境や市全体の状況変化を見極めながら、研究、検討を継続していく。

3. 外部評価

<p>○研究・検討を継続とあるが、その際周辺市町村の情報も参考にしながら、阪南市固有の課題の解決・改善に向けた取組を教育委員会のみにとどまらず市全体としての取り組みに拡大することが求められる。そういった視点で今後の課題・改善策を示す必要がある。</p> <p>○予算がついていない中、今後、阪南市立学校がどうなっていくのか、どういった形で検討されていくのか。</p>

4. 今後の方針

方向性	休止・廃止・終了
<p>○答申を受けたことにより「阪南市立学校のあり方検討委員会」での検討については、令和6年度で完了した。</p> <p>○今後は、答申内容を踏まえるとともに、行財政構造改革プラン改訂版の重点取組方針で示されているロードマップにある取組について、検討を進めていく。</p>	

第3節 生涯学習の推進

■現状

- 文化センターや図書館、公民館など、社会教育施設の老朽化が進んでいます。
- 青少年指導員が中心となり、地域での青少年健全育成活動を実施しています。
- 市民が、国際交流など、市民レベルでの交流活動を行っています。

■課題

- 子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて学習できる環境づくりが求められています。
- 指定管理者と連携して施設の維持管理を行うなかで、人口減少や利用状況を踏まえた修繕・再編などの検討が求められています。
- 個人の学習機会の充実だけでなく、その学習成果を社会や地域で活かすため、人と人をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人材育成が求められています。
- 地域・学校・警察と連携した青少年の健全育成や非行防止のための体制の充実が求められています。
- 人と人とのふれ合いをテーマに、市民が主体的に国際交流活動を続けており、継続して活発な多文化交流が求められています。

■めざす姿

- 市民は、学びの成果を社会や地域で活かすことで心豊かに、生きがいのある生活をしています。
- ソーシャルメディアなどを活用した多様な学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学んでいます。
- 市民は、公民館活動や図書館利用などを通して、人と人との交流や団体活動の必要性、読書をはじめとする生涯における学びの重要性を理解し、健康に過ごしています。
- 青少年が地域全体の支援を受けながら健全に育つことで、子育て世代にとって魅力的なまちになっています。
- 市民が、多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。



人生100年時代講座（中央公民館）

1. 事業概要

事業名	社会教育委員活動事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○社会教育に関し、推進方策及び社会教育行政の課題について研究・協議し、市の社会教育の振興を図る。					
事業概要	○社会教育法に基づき、社会教育（学校教育以外で主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動）に関し、意見を述べるとともに諸計画を立案する。 ○教育委員会の諮問に応じて答申するため、必要な調査・研究を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	150	令和6年度 (決算額)	130	<参考> 令和7年度 (予算額)	189

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育委員会議を開催し、社会教育関係団体の補助金支出や生涯学習推進事業について議論することができた。 ○社会教育委員が、社会教育に関する研修会に参加し、社会教育における課題や先進事例について見識を広げることができた。
今後の課題 改善策	○令和7年度は、委員交代の年度であるため、引き続き、社会教育・生涯学習に対する広い知見を持ち、社会教育に関心と熱意のある委員の確保に努める。 ○本市の社会教育をより発展させるため、各種研修会への参加を継続する。

3. 外部評価

<p>○社会教育委員は出来るだけ研修会に参加して、その知識を本市の社会教育に活かしてもらいたい。また、今後、社会教育委員の選任方法を再考する時期が来る可能性があることから検討してもらいたい。 ○研修会等への参加を継続的に実施し、引き続き社会教育の発展に努力することをお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○社会教育事業の調査・研究、社会教育のあり方について、積極的な議論を行い、様々な取組の提案等を教育委員会に対して行うよう、社会教育委員会議に対し促す。 ○本市の社会教育をより発展させるため、各種研修会を社会教育委員に対して案内するとともに、積極的な参加を促す。 ○社会教育委員の選任方法については、将来を見据え、他の会議体との再編を含め、多様な人材が確保できるよう、先進事例を調査研究する。</p>	

1. 事業概要

事業名	留守家庭児童会運営事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○放課後等に保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。					
事業概要	○児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等において、学校の余裕教室や専用施設において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	89,209	令和6年度 (決算額)	90,063	<参考> 令和7年度 (予算額)	129,350

2. 取組結果

成果・効果	○入会率は昨年度と比較して5.1%減少し、79.5%であったが、指定管理者と連携して留守家庭児童会を円滑に運営することができた。 ○令和7年度4月からの次期指定管理者の再選定に取り組んだ。
今後の課題 改善策	○加配対応が必要な児童の増加に伴う支援員及び補助員が不足している。 ○留守家庭児童会の安定的な運営に必要な放課後児童支援員を確保し、児童との継続的な関わりができるよう、支援員の常勤配置に取り組む。

3. 外部評価

<p>○放課後の児童の健全育成のため大切であると考え。指定管理者と連携し、児童が安全に安心して放課後を過ごせることを期待する。</p> <p>○留守家庭児童会は、在籍する子どもたちにとって「大切な居場所」と言える。引き続き、取組を進めてもらいたい。</p> <p>○支援員・補助員の確保はもちろんだが、子どもとかわるることに関して必要な研修（性被害の防止など）の充実を図るなど、きめ細かな取組を進めてもらいたい。</p> <p>○加配対応が必要な児童に対応する支援員は、必要不可欠な存在であると思われる。必要数の人員が確実に確保されるようお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○指定管理者と連携して、児童が安全に安心して過ごすことができる留守家庭児童会の運営に取り組む。また、引き続き指定管理者において留守家庭児童会を運営していくうえで必要な研修を実施する。</p>	

1. 事業概要

事業名	野外活動広場（桜の園）管理事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○市民等がキャンプやピクニック等のレクリエーション活動を行うことで、心と体の健康維持、他者を思いやる豊かな人間性を育む。					
事業概要	○鳥取池に隣接した公共用地（一部民有地）を社会教育資源として有効活用し、市民等に野外活動の場を提供する。 ○令和5年度から7年度は、「市民協働・共創提案事業」の成案化事業として野外活動広場（桜の園）管理運営業務を市民活動団体へ委託する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	274	令和6年度 (決算額)	282	<参考> 令和7年度 (予算額)	280

2. 取組結果

成果・効果	○施設の開設にあたっては、市民協働・共創事業制度（R5～7年度）の成案化事業として、市民団体と協働して円滑に管理運営することができた。 ○令和4年度から施設の事前予約の際に、オンライン申請を導入し、利便性の向上が図られている。 ○年間利用申請件数：238件、年間利用人数：1,114人
今後の課題 改善策	○施設の老朽化について対応方を検討する。 ○施設の予約方法の見直しを行う。 ○市民協働・共創事業提案制度で選定された団体と連携して、市民等に野外活動の場を提供する。

3. 外部評価

<p>○市民団体と協働して円滑に管理運営できたことを評価する。年々利用者数が増加しているように思われ、市民の大切な憩いの場である。事故の時の対応方法等、日頃からの注意が必要だと考える。</p> <p>○市民団体と協働し阪南の大切な山の資源を守っていることは評価が高い。利用される方がより利用しやすいものになることを願います。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○令和7年度の市民協働・共創事業提案制度に係る提案選定委員会からの提言を踏まえ、市民団体や関係部局とさらなる連携・情報共有を図るとともに、施設情報の発信の見直しや林道管理者に対する適切な維持管理の働きかけを行い、利用者の安全確保に努める。</p> <p>○利用者が快適に過ごせる施設となるよう、市民団体と協議を重ね、施設改善についての工夫に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	はたちの集い開催事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○20歳の節目において、大人としての自覚を促すとともに、祝福することを目的に式典を開催する。					
事業概要	○参加者の意向を反映し、より有意義な式典とするため、運営委員による運営委員会形式の式典を開催する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	261	令和6年度 (決算額)	270	<参考> 令和7年度 (予算額)	326

2. 取組結果

成果・効果	○新型コロナウイルス感染症対策として中学校区別に2回に分けて式典を開催してきたが、令和5年度からは式典の開催方法を見直し1回での開催とした。 ○式典参加者数：401人／対象者：495人（式典参加率：81%） ○第2部では運営委員が主体となって企画したアトラクション「阪南市長とジャンケン！！～阪南市で一番強い二十歳の決定戦～」を実施した。
今後の課題改善策	○運営委員会にて式典を企画・運営しているが、一般公募において運営委員が集まりにくい状況にあるため、運営委員の人員確保に向け、応募方法等に工夫を凝らすとともに各中学校との連携強化を図る。

3. 外部評価

<p>○運営委員の努力に対し感謝する。参加者は、自分達の集いであることを自覚して、有意義なものにしてほしいと願う。</p> <p>○「地元が好き」という若者を増やすための取組が、人口減少を食い止める。「小さいけれども大切な施策」いう意識をもっておくことも必要であると考えます。</p> <p>○二十歳の節目の年に自分ごととして、この式典に参加することを大切に考えられていることは参加率にも表れている。引き続き市の大切なイベントとして、対象となる方へのサポート、式典の継続をお願いします。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○十分なりハーサル時間を確保するため、開式時間を午後2時から午後2時30分に変更し、引き続き、運営委員会において、参加者にとって有意義な式典の開催をめざす。</p>	

1. 事業概要

事業名	青少年健全育成活動事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○本市における青少年活動を積極的に促進し、青少年健全育成を図る。					
事業概要	○青少年が安心して暮らせるまちになるよう社会環境を整えるために、青少年指導員が関係団体、小・中学校、地域と連携し、巡回指導、危険箇所への看板設置、昔のくらしや遊びの体験活動や啓発活動など、市内の青少年の健全育成や非行防止等の活動事業を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	927	令和6年度 (決算額)	923	<参考> 令和7年度 (予算額)	1,031

2. 取組結果

成果・効果	○新たな青少年指導員として、2名の方に委嘱を行った結果、青少年千人当たりの指導員の割合を10%に改善することができた。(※青少年指導員数49人÷青少年数4,894人(7~18歳)×1,000) ○関係団体との連携による研修会を実施することができた。
今後の課題 改善策	○青少年指導員の高年齢化や人材不足が課題となっている。 ○青少年を取り巻く様々な環境に対応するためのスキルアップや、青少年及びその保護者と積極的に関わりを持つ機会の確保する。 ○泉南ブロック連絡協議会の会長市として他の自治体との連携による効果的な事業展開を図る。

3. 外部評価

<p>○幅広い年齢層の構成により、青少年の健全育成や非行防止に努力されていることに感謝する。今後、若い指導員を多く委嘱できるよう、担当者の努力をお願いします。 ○新たに指導員の方が加わったことは有難い。引き続き研修の機会を確保し、スキルアップに努めていただくことをお願いします。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○市PTA協議会や連合婦人会等、関係団体と連携して研修会を実施し、指導員のスキルアップに努める。 ○他自治体の青少年指導員協議会との合同研修会の実施を検討する。</p>	

1. 事業概要

事業名	生涯学習推進事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○生涯学習に関する情報発信を行うとともに、社会教育関係団体等の育成を図る。					
事業概要	○生涯学習推進計画に基づき、市民の学習ニーズに応えるため、本市の人材バンクである「100人のカルチャー」の登録や、防災など市行政の取組を学ぶ「職員出前講座」の実施、市の歴史を学ぶための「はんなんマップ悠歩みち」の発行、社会教育関係団体の育成等を行い、生涯学習のまちづくりを推進する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	969	令和6年度 (決算額)	1,307	<参考> 令和7年度 (予算額)	1,211

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育関係団体の文化センター使用について、財政的支援を行い、団体活動に寄与することができた。 ○100人のカルチャー：新規登録1件、実施0回（利用相談3回） ○職員出前講座：実施回数6回、参加者のべ196名
今後の課題 改善策	○100人のカルチャーについて、市の類似事業との統合を検討する。 ○市民の学習活動を支援するため、より効果的・効率的な施策を展開し、生涯学習活動の推進を図る。

3. 外部評価

<p>○生涯学習推進計画のうち、実行可能な部分から施策展開することについては、担当者の気持ちが大切であると考え。職員による出前講座等の工夫に対して評価する。100人のカルチャーについては、登録者の有効活用ができていなかったことは大変残念に思う。市民共創課での事業に一本化することによって、活用されることを期待する。 ○100人のカルチャーが市の類似事業と統合され、より市民に活用される機会の増加に繋がっていくことを期待する。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○100人のカルチャーについては、阪南アンバサダー制度と統合したことを踏まえ、今後は阪南アンバサダー制度を支援することで活用促進を図るとともに、職員出前講座等での人材の掘り起こしや社会教育関係団体等の育成を図る。 ○阪南市行財政構造改革プラン改訂版に掲げる取組を優先するため、生涯学習推進計画の見直しについては、先送りとする。</p>	

1. 事業概要

事業名	国際交流委託事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市民の国際理解の推進を図るとともに、豊かな交流活動を育むための支援を図る。					
事業概要	○市内を中心に活動する国際交流団体等と協力して、市民レベルでの交流事業の充実を図る。 ○公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会を行う。 ○講演会、コンサートなどにより多文化共生を啓発するイベントを実施する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	140	令和6年度 (決算額)	137	<参考> 令和7年度 (予算額)	140

2. 取組結果

成果・効果	○市内の国際交流団体と協力して、阪南市で日本語を学ぶ外国人による「日本語発表会」を開催することができた。 ○参加者数：152名 ○市内の国際交流関係団体との情報交換の場として、関係課とのラウンドテーブルを実施した。					
今後の課題 改善策	○市内の国際交流団体との国際交流事業を実施する他、定期的な連携の場を設け、今後の取組について検討する。					

3. 外部評価

<p>○以前より東鳥取公民館での日本語を学ぶ外国人が多く、市内の国際交流団体が中心となって事業協力されていたことに感謝する。市も連携して協力を願う。 ○国際交流団体と協力して引き続き市内で日本語を学ぶ外国人のサポートをお願いする。</p>					
---	--	--	--	--	--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続				
<p>○市内国際交流関係団体と国際交流事業を実施するほか、定期的な連携の場を設け、今後の取組について検討していく。</p>					

1. 事業概要

事業名	放課後子ども教室推進事業			担当課	生涯学習推進室
目的	安全・安心な子どもの居場所を確保し、自主性・主体性・協調性のある子どもの育成を図る。				
事業概要	○市内4か所（地域交流館、東鳥取小学校、下荘小学校、桃の木台小学校）にて年間12回ずつ開催し、文化活動・スポーツ活動等、様々な分野で活動する。 ○各教室の指導・運営等は地域のボランティアにて実施し、地域住民との交流の場として児童の健全育成に寄与する。				
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	405	令和6年度 (決算額)	395	<参考> 令和7年度 (予算額) 394

2. 取組結果

成果・効果	○コーディネーターを中心に市民活動団体にも協力を依頼し、スポーツ・文化活動など様々な教室内容を計画し、予定通り年間を通して実施することができた。 ○前年より参加人数が減少したものの、出席率はほとんど変わらなかった。 開催回数：12回×市内4教室＝48回 参加人数：のべ612名
今後の課題改善策	○参加人数・出席率を増やすため、魅力的な体験メニューの導入を検討する。

3. 外部評価

○コーディネーターを中心に市民活動団体の協力のもと年間を通して実施できたことを評価する。 子どもの安全・安心な居場所づくりと健全育成に努力をお願いします。 ○保護者や学校の教員以外の大人と交流する機会は、子どもにとって大変有意義なものである。地域のつながりの希薄さが増す中、本市独自の魅力ある取組を進める必要がある。 ○地域における子どもの集いの場、居場所が必要とされていると考える。地域の方々の協力を大切に活動の継続をお願いします。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○各教室のコーディネーターと協働し、継続して参加したいと思う子どもの割合を増やす。 ○教室を指導・運営する地域の方々とコミュニケーションを図り、引き続き活動してもらえよう促す。	

1. 事業概要

事業名	放課後の子どもの居場所事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○放課後の安全・安心な子どもの居場所を地域に確保する。					
事業概要	○市民協働・共創事業提案制度による市民活動団体からの提案を基に、平日の放課後や土曜日に市内3会場（ふれ愛ホーム、東鳥取公民館、西鳥取公民館）において、小・中学生が自由な活動を行い、安心して人間関係を作ることができる子どもの居場所を設置する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	577	令和6年度 (決算額)	581	<参考> 令和7年度 (予算額)	476

2. 取組結果

成果・効果	○開催の案内を工夫することで、不定期に小学校体育館で開催した居場所事業を周知することができた。 ○実施回数：のべ159回 ○参加人数：のべ1,784名（保護者、スタッフを含む）
今後の課題 改善策	○平日参加できない子どもに対して実施している土曜日開催を継続する。 ○活動状況の把握のために、事業の業務受託者と情報共有や協議の場を設ける。 ○市民協働事業提案制度の「市設定テーマ部門」として、委託事業者を募集し、令和8年度実施に向け応募者との調整を行う。

3. 外部評価

<p>○子どもの居場所が地域で確保されていることは大変良いことだと思う。業務受託者と活動状況の把握や連携をお願いする。 ○保護者や学校の教員以外の大人と交流する機会は、子どもにとって大変有意義なものである。地域のつながりの希薄さが増す中、本市独自の魅力ある取組を進める必要がある。 ○学校のない土曜日などに子どもの居場所として、公民館などが利用され、安心できる場所として存在し、地域の大人に見守られていることは非常に有難いことだと考える。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○子どもの居場所事業について、業務委託により継続実施することで、引き続き子供の居場所を確保する。 ○業務受託者とさらなる連携を図るとともに、受託者から提出される月次報告書により、活動状況を的確に把握する。</p>	

1. 事業概要

事業名	人権研修事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○社会教育活動を行ううえで重要な人権意識の向上を図り、人権を考える機会の創出をめざす。					
事業概要	○部落差別をはじめとする様々な差別を根絶するために、社会教育関係団体の指導者・会員を対象として、人権に対する認識を深め啓発に努める。 ○指導者に対しては、人権啓発を図るとともに、長期的には人権研修を行えるような人材育成をめざす。会員向けには、各団体の活動に則した人権課題を取りあげるなど、活動の中で人権を考える機会の創出をめざす。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	46	令和6年度 (決算額)	45	<参考> 令和7年度 (予算額)	71

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育関係団体の指導者・会員を対象として、人権研修会を1回実施することができた。 ○研修会参加者：36名
今後の課題改善策	○人権研修会の複数回の実施に向け、関係他課との共催など対応方策を検討する。

3. 外部評価

<p>○年々人権課題が多様化している。研修会は年一回であるが、他の部局と連携してより一層の意識の向上を願う。 ○人権意識の向上はなくてはならない大切な取組である。その取組の重要性を理解し、積極的に参加している市民のみでなく、広く多くの人に参加し、人権についての理解を深め、「住みやすい町はんなん」との評価を得られる取組になるよう工夫を重ねてもらいたい。 ○引き続き定期的な研修会を実施し、意識向上を図って頂くことをお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○社会教育関係団体の指導者及び会員の人権意識の向上をめざし、各団体の活動ニーズに応じたテーマで研修を企画・実施する。 ○団体相互が協力して人権課題を取りあげるなど、団体活動の中で人権を考える機会の創出をめざす。</p>	

1. 事業概要

事業名	阪南市フレンドシップコンサート事業		担当課	学校教育課		
目的	○阪南市の音楽文化の一つである吹奏楽を通して音楽の素晴らしさと楽しさを演奏者と来場者とともに共有し、阪南市の文化あふれる街づくりをめざす。					
事業概要	○阪南吹奏楽団の団員が習得している楽器演奏技術を子どもたちに伝えることで、音楽を通じた世代間交流をするとともに、子どもたちの向上心を喚起し、文化活動に対する意識を育み、青少年の健全育成を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	0	令和6年度 (決算額)	0	<参考> 令和7年度 (予算額)	0

2. 取組結果

成果・効果	○令和6年度は中学校3校が阪南吹奏楽団からの技術支援を受けた。技術支援を受けた子どもたちは、阪南吹奏楽団の方の演奏を間近で聴いたり、直接指導をいただいたりすることで、以前よりも自信を持って演奏することができるようになった。
今後の課題 改善策	○多くの学校が技術支援を受けることができるようにするため、阪南吹奏楽団と連携を図り、年度当初から日程調整を行うようにしていく。

3. 外部評価

<p>○阪南吹奏楽団の技術支援に感謝する。音楽を通じた世代間交流が進むことを望む。 ○芸術に触れる体験は大変貴重である。そして、その体験を通して技術を習得することよりも子どもと大人が触れ合うことに大きな意義があると考えている。多くの予算を必要とせずに取り組むことが可能であるならば、ぜひ継続してもらいたい。予算を確保することで機会が増えるのなら実現させてもらいたい。 ○阪南吹奏楽団の皆様との交流は中学生にとって貴重な経験になると思われる。引き続きのご指導をお願いしたい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○阪南吹奏楽団のボランティアによる技術支援は、子どもたちにとって貴重な経験となっており、支援後は自信をもって演奏に臨むことができているため、今後も連携して事業を実施する。 ○演奏技術の習得とともに、大人とのつながりの中で持続可能な社会の創り手となる子どもを育成するためにも、継続して事業に取り組んでいく。</p>	

1. 事業概要

事業名	中央公民館管理運営事業				担当課	中央公民館
目的	○令和3年4月から、中央公民館体制を構築し、市直営の中央公民館と指定管理者の3地区公民館の連携による地域のまちづくり推進に取り組む。					
事業概要	○市直営の中央公民館を設置し、市全域の生涯学習の推進、地区公民館の統括・支援を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	6,211	令和6年度 (決算額)	9,030	<参考> 令和7年度 (予算額)	6,984

2. 取組結果

成果・効果	○3地区公民館を統括し、指定管理業務を円滑に実施するとともに、館長会議等を定期的に開催することで中央公民館と地区公民館の連携を図った。 ○生涯学習を通じた地域の担い手となる人材育成講座を開催し、参加者が生きがいや地域とのかかわりについて考えるきっかけとなり、さまざまな地域活動への理解と活動の必要性を啓発することができた。
今後の課題改善策	○指定管理者と連携を図り、地区公民館での社会教育活動を中心としたまちづくり・人づくりの充実をめざした施設運営を行う。 ○学習活動を通して地域社会の担い手づくりをめざす人材育成事業を展開する。

3. 外部評価

<p>○中央公民館の役割を再度検討する必要があるかと考える。3地区公民館が指定管理者による運営であるということに留意すべきである。中央公民館の役割を認識して、担当者のより一層の努力をお願いする。</p> <p>○「市民のよりどころ」としての公民館がその役割を果たすことができるよう、ハード・ソフト両面から取組を進める必要がある。</p> <p>○未耐震施設への対応については、市民の生命にかかわることとしての意識を強く持ってもらいたい。</p> <p>○3つの公民館を統括し市民の利用しやすい、学びの場となる公民館、地域の居場所となる公民館としての運営をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○公民館での社会教育活動をより一層推進するため、中央公民館の役割、あり方、それに伴う職員体制について検討する。</p> <p>○地区公民館が地域の基盤として市民にとって利用しやすい地域の居場所、学びの場となるよう、引き続き3地区公民館を統括する。</p> <p>○指定管理者と連携を図り、地区公民館での社会教育活動を中心とした学びによるまちづくり・人づくりの充実をめざす。</p>	

1. 事業概要

事業名	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業		担当課	中央公民館		
目的	○住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。					
事業概要	○地域住民の学びと交流の拠点となる公民館、地域に根ざした施設として地域課題解決のため事業を実施する。 ○安全で適正な施設の管理運営を行う。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	38,984	令和6年度 (決算額)	39,845	<参考> 令和7年度 (予算額)	42,292

2. 取組結果

成果・効果	○地域の人材（となりの達人）を登用した講座を実施し、地域の担い手となる人材づくりを図ることができた。 ○ボランティアの力で成り立っている地域食堂とカフェが地域の居場所として活発化し、地域、担い手づくりを図ることができた。
今後の課題 改善策	○学んだことを地域や社会に還元するという生涯学習の意義を、公民館活動や講座等を通して啓発していく。 ○施設の老朽化により、施設修繕等への対応が増加しているため、計画的な修繕等が必要である。また未耐震の施設があるため、公民館のあり方についての検討が必要である。

3. 外部評価

<p>○中央公民館の役割を再度検討する必要があるかと考える。3地区公民館が指定管理者による運営であるということに留意すべきである。中央公民館の役割を認識して、担当者のより一層の努力をお願いする。</p> <p>○「市民のよりどころ」としての公民館がその役割を果たすことができるよう、ハード・ソフト両面から取組を進める必要がある。</p> <p>○未耐震施設への対応については、市民の生命にかかわることとしての意識を強く持ってほしい。</p> <p>○3つの公民館がそれぞれ個性のある地区公民館として、地域において存在価値の高いものになっていると思われる。未耐震のままになっている施設があることは、不安を感じる。安全な施設管理ができるよう計画的な維持管理のための検討をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○3地区公民館が地域の居場所として活性化するよう取り組むとともに、公民館での学びを地域に還元できるよう、地域の担い手となる人材づくりを図る。</p> <p>○施設の老朽化や耐震状況を踏まえ、3地区公民館のあり方を検討する。</p>	

1. 事業概要

事業名	はんなん海の学校事業			担当課	中央公民館	
目的	○市が推進している小学校における「海洋教育」の機会を、中学生以降の若年層にも設けることで、社会教育として「海洋教育」を地域に根付かせる。					
事業概要	○中学生以降の若年層を対象とした、阪南の豊かな海や自然について学び、体験するプログラムを提供し、参加者が学んだ成果を発信できるよう取り組む。 ○市民団体との協働事業として実施し、大学や企業と連携した多彩な内容を事業に盛り込むことで、若年層の学びと実践を引き出す。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	1,000	令和6年度 (決算額)	2,000	<参考> 令和7年度 (予算額)	3,000

2. 取組結果

成果・効果	○海の学校の活動として、13回の活動(体験活動7回、学習会5回、施設見学1回)を行い、生徒市民も含め述べ809名の参加があった。 ○様々なマスコミに「はんなん海の学校」が取り上げられ、市民に認知される機会が増え、「環境保護」「SDGsの実践」「郷土愛」の気運の醸成につながった。*5月10日(土)に万博で成果報告会を開催。
今後の課題 改善策	○本事業は、小学校で海洋教育を学んだ中高生が輝き続ける場として、また、若年層の発想や企画・運営力を生かす場としての一面がある。3年間の取組が終了した後も、そこで育った人材がまた核となって活躍するという持続可能な取組となるような体制づくりが必要である。

3. 外部評価

<p>○小学校における「海洋教育」を発展させる取組として、様々なマスコミに取り上げられたことを評価する。環境保護や郷土愛が醸成され、そこに育った人材が核となって活躍することを期待する。</p> <p>○No.2-19「海洋教育推進事業」を市全体に広げようとしている取組は高く評価できる。市の地理的特徴も活かしたこの取組を「阪南市のセールスポイント」に高める努力をしてもらいたい。阪南市以外の子どもたちの参加が可能になっていることはとても良いことだと考える。</p> <p>○本市の特色である海洋教育について小学校卒業後も引き続き学べる環境のあることは非常に評価が高い。大阪万博での発表も貴重な経験になったと考える。市内の参加者だけでなく近隣市町村の若者や近隣大学の学生との連携なども視野に入れ、この活動が引き続き継続していけるような体制づくりをお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○小学校で海洋教育を学んだ中高生が輝き続ける場、また、若年層の発想や企画・運営力を活かす場として、はんなん海の学校事業を継続し、持続可能な取組となるような体制づくりをめざす。</p> <p>○はんなん海の学校の生徒に対して、企画運営する側の視点に立った研修を行い、生徒が企画する自主イベントの運営等の活動も取り入れ、生徒自らのステップアップを図る。</p>	

1. 事業概要

事業名	文化センター・図書館管理運営事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○市民生活の向上と文化芸術の普及振興を図る。					
事業概要	○これまで培ってきた文化センターと図書館の良さを継承しつつ、新たな形で複合施設としての魅力を発信し、市民の生涯学習、文化芸術の普及、振興を図るため、文化センターと図書館を指定管理者により一体的に運営する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	165,207	令和6年度 (決算額)	211,212	<参考> 令和7年度 (予算額)	224,783

2. 取組結果

成果・効果	○「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングを実施し、施設の管理が適正かつ確実に履行されているか、また、指定管理者から提供されるサービスの水準が維持されているかなどを、指定管理者選定委員会による第三者モニタリングを実施し確認した。 ○リハーサル室の空調機器と非常用自家発電機の更新工事を実施した。
今後の課題 改善策	○施設の老朽化に伴う計画的な改修として、空調の熱源機器や改修履歴のない各室の空調機器の更新や照明灯のLED化に取り組む。 ○指定管理者選定時の提案事業（大ホールの部分貸出）の具体化に向け調整を行う。

3. 外部評価

<p>○文化センター、図書館が指定管理者制度を導入し、連携した取組を行うことで、サービス水準の向上につながったかなど、今後に期待する。 ○2つの施設が連携し、様々な工夫や取組を行っており、市民が継続的に集い、利用する施設となっていると思われる。施設環境についても計画的な改善をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○指定管理者と協力し、文化センターと図書館の2つの施設の良好な連携を継続・発展させることにより、市民の生涯学習活動・文化芸術活動を核とした地域のにぎわいづくりをめざす。 ○施設環境の計画的な改善として、空調設備のうち改修履歴のない熱源機器や各室の機器の更新の設計を進め、熱源機器更新工事に着手するとともに、市全体で取り組む公共施設等LED照明導入事業において照明灯のLED化を図る。</p>	

1. 事業概要

事業名	絵本で育む子どもとのふれあい事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○子どもが本に親しむ機会を提供する。 ○乳幼児期の言葉と心を育む環境を整え、子育て支援の一端を担う。					
事業概要	○大阪府新子育て支援交付金を活用し、子どもと絵本の出会いを目的とした「絵の本ひろば」等のイベントの開催、読み聞かせボランティアの育成、ブックスタート等の事業を実施し、家庭や地域での読み聞かせの習慣の定着を促す。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	1,200	令和6年度 (決算額)	2,400	<参考> 令和7年度 (予算額)	2,400

2. 取組結果

成果・効果	○市内小学校・幼稚園・放課後子ども教室での「絵の本ひろば」事業を開催することができた。
今後の課題 改善策	○指定管理者による小学校等での絵の本ひろばの実施にむけ、学校との調整を行う。 ○指定管理者により、読み聞かせボランティアの養成のため、講座を実施する。

3. 外部評価

○幼児より絵本や読み聞かせにより、家庭、地域に読み聞かせの習慣を定着させることは有意義なことと考える。今後、ボランティアのより一層の協力をお願いする。 ○教育という点では情操教育としての意義、非認知能力の育成など、幼少期から絵本に触れる機会を持つことはさまざまな効果が期待できる。また、子どもと大人が触れ合う機会としても非常に貴重であるため、取組は評価できる。 ○本と関わるイベントなどが幼少期より本に興味を持つきっかけとなっていくことを期待する。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○図書館指定管理者により、絵本の楽しさを共有できるよう絵本の購入等、子ども読書活動の推進に取り組む。	

第4節 歴史・文化の保存と継承

■現状

- 歴史遺産の調査・保護・保存・継承に努めています。
- 重要な文化財については、関係者との協議を踏まえ指定に努めています。
- 郷土の歴史・文化の情報を発信するとともに、歴史資料展示室の管理運営、学校や各種団体への所蔵品の貸出、文化財に関する講座を実施しています。
- 文化財調査によって地域の歴史に関わる資料が年々増加しているなか、保管場所の分散化、老朽化などが生じています。

■課題

- 市民が地域の歴史・文化に親しみ、学習できる機会の充実が求められています。
- 地域の歴史にかかわる資料の適切な管理が求められています。
- 適切な文化財の展示・保管施設の改修や新築が求められています。
- 文化財に求められる活用ニーズや市民の興味・関心の度合いなどを踏まえ、バランスのとれた保存と活用のあり方を構築することが求められています。
- 文化財継承の担い手を確保するために、市民との連携が求められています。

■めざす姿

- 市民が、地域の歴史や文化の大切さを理解し、保護・保存・継承に取り組み、地域に誇りを持って暮らしています。
- 文化財を活用した豊富な学習機会や活発な啓発活動が行われることにより、歴史・文化の教養を高め、その知識を地域で活かしています。
- 文化財が適切に保存されています。

1. 事業概要

事業名	文化財保護啓発事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市域に残る各種文化財を調査、保護、保存し、将来に継承する。 ○市民に文化財の大切さについて周知し、理解を促す。					
事業概要	○埋蔵文化財事務の広域化(3市1町)を行い、効率的な事務を執行する。 ○市域に残る各種文化財を調査及び記録・保存する。 ○重要な文化財を指定・登録・継承する。 ○阪南市文化財デジタルアーカイブを運用する。 ○歴史資料展示室を管理運営する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	14,900	令和6年度 (決算額)	11,933	<参考> 令和7年度 (予算額)	12,669

2. 取組結果

成果・効果	○各種文化財調査によって、地域の歴史に関わる資料を継続的に蓄積することができた。 ○古文書一括資料を市指定文化財に指定することができた。 ○経年劣化した旧東鳥取幼稚園建物の解体を完了し、旧東鳥取小学校へ移設した歴史資料展示室の展示再開や収蔵物等の整理を進めることができた。
今後の課題 改善策	○各種文化財調査によって、地域の歴史に関わる資料を継続的に蓄積する。 ○市内所在の文化財を市指定文化財に指定すべく、阪南市文化財保護審議会に諮問した物件の答申を得る。 ○市指定文化財保存事業費補助金(石造地蔵菩薩立像保存修復事業)の実施に向けた地元との調整を図る。

3. 外部評価

<p>○埋蔵文化財の事務の広域化により地域の歴史に関わる資料の事務や整理が進んでいることについて担当職員の努力に感謝する。旧東鳥取小学校へ移設した収蔵物の整理が進んでいることについても感謝する。今後ともデジタルアーカイブを運用して児童・生徒が文化財に興味を持つことを望む。また、文化センターにおいてテーマを変えて展示に工夫されていることを評価する。 ○予算や人員確保の課題は理解できるが、貴重な文化財を市民と共有できる仕組みの構築を行うことが望まれる。 ○本市の大切な文化財について、市民が興味を持ち学べるよう機会をつくり、引き続き場所の整備をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○各種文化財調査によって、地域の歴史に関わる資料を継続的に蓄積する。 ○令和6年度に諮問した文化財を市指定文化財に指定する答申を得る。 ○旧東鳥取小学校内で歴史資料展示室を開設し、一般公開を行う。</p>	

第5節 生涯スポーツの振興

■現状

- それぞれの年齢、体力、関心に応じたスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブへの期待が大きくなっています。
- 生活様式の変化や少子高齢化に伴い、スポーツニーズも多様化し、特に健康づくりに対する関心が高まっていますが、運動習慣のない方へのアプローチはまだまだ進んでいません。
- 生涯スポーツ振興に必要な指導者が不足しています。
- 施設は築年数が30年以上経過した建物が半数以上となり老朽化が進んでいます。

■課題

- 生涯スポーツの拠点である社会体育施設において、柔軟な発想のもと、さらなるサービス向上が求められています。
- スポーツやレクリエーション活動に無関心な方へ運動を行うきっかけづくり、あるいは運動を続ける動機づけになる取組が求められています。
- 生涯スポーツ認定登録指導者を養成し、活用することが求められています。
- 安全な施設を安心して使用できるよう、適正な維持管理をしながら活用することが求められています。

■めざす姿

- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動をしています。
- 様々な事業を通して、生涯スポーツを地域で指導できる人材が数多く育成されることで、スポーツ活動による地域づくりにつながっています。

1. 事業概要

事業名	社会体育施設管理運営事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○市民スポーツの振興、市民の健康や体力の向上、世代間での交流を促進するために各施設を運営する。					
事業概要	○スポーツに関わる市民へのサービスの向上、利用の拡大のため、指定管理者による社会体育施設（総合体育館、中央運動広場、桑畑総合グラウンド、市立テニスコートの効率的な管理運営を行い、スポーツスクールや各種体育教室などを開催する。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	55,973	令和6年度 (決算額)	68,525	<参考> 令和7年度 (予算額)	106,313

2. 取組結果

成果・効果	○令和5年度末をもって現指定管理者の指定期間が満了したため、令和6年度からの新たな指定管理者を選定した。 ○各種体育教室を実施することができた。 ○総合体育館の受変電設備更新工事を実施した。
今後の課題改善	○社会体育施設全体の利用者数は、令和2年度以前と比較すると、未だ60%程度であるため、老朽化している施設を改修する他、指定管理者とも協力して市民サービスの向上を図り、利用者数の回復に努める。 ○施設の老朽化に伴う計画的な改修として施設全般の照明灯のLED化や総合体育館の非常用放送設備更新、桑畑テニスコートの人工芝改修等に取り組む。

3. 外部評価

<p>○指定管理者と連携し、年齢や体力を問わず楽しめる新しいスポーツの運用をお願いする。また、旧市営プール跡地の利活用については、子どもが楽しめる居場所の実現に向け、具体的に検討されたい。</p> <p>○施設の老朽化で市民サービスが低下し、利用者数が減少することは大きな課題である。多額の予算が必要となる事業であることから、優先順位を上げることには困難を伴うかもしれないが、市民の安全・安心、市民生活の豊かさなどの観点で「住みたい町はんなん」をめざした取組として検討してもらいたい。</p> <p>○利用者数の向上には、施設整備が強く関係すると思われる。快適にスポーツができる環境の整備が計画的に行われることをお願いする。特に暑さ、寒さへの対応は、大規模な費用が必要になるが重要な検討課題であると思われる。また、利用者の年齢層が高い傾向にあると思われるため、教室の開催時間、開催曜日、開催種目など、日中仕事をもつ中年層の方のニーズに応じていく必要があると思われる。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○市民の安全・安心、市民生活の豊かさなどの観点や利用者のニーズの変化を踏まえ、市民の誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに努める。</p> <p>○誰もが快適にスポーツを楽しめるよう、計画的な環境整備の検討に努め、桑畑テニスコートの人工芝改修工事をはじめとした各種老朽設備の更新工事を実施する。</p> <p>○施設照明灯のLED化について、桑畑総合グラウンドでは、市全体で取り組む公共施設等LED照明導入事業において更新を図る。また、総合体育館については、令和8年度の更新をめざし、設計を行うとともに、各種助成制度等を活用し財源確保に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	スポーツ推進事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○スポーツ推進委員と協力し、市民のスポーツへの意欲、機会の向上をめざし、生涯スポーツ活動の普及及び振興を図る。					
事業概要	○スポーツ推進委員と協力し、生涯スポーツの正しい理解と安全で楽しいスポーツの実践等、事業を通して啓発を図る。 ○全国レベルの大会に出場する等、スポーツ活動で一際活躍する市民を奨励し、スポーツ奨励金の交付等を通してその活動を啓発することで、地域のスポーツ力の向上を図り、生涯スポーツの振興につなげる。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	772	令和6年度 (決算額)	848	<参考> 令和7年度 (予算額)	1,417

2. 取組結果

成果・効果	○スポーツ推進委員に関する規則を改正した。 ○阪南市生涯スポーツ指導者認定講習会を4回行い、計54名が参加した。 登録者数61名 ○青少年スポーツ奨励金を令和6年度は34名に交付した。
今後の課題 改善策	○阪南市生涯スポーツ指導者認定登録制度のあり方について検討する。

3. 外部評価

<p>○青少年スポーツ奨励金は継続してもらいたい。どのような方に交付されているのか知る機会があればより親しみが湧き、市民の皆さんからも応援を受けることができると思われる。生涯スポーツ指導者については、存在意義を再確認し、活躍の機会が増えることが望ましいと考える。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○市民のスポーツへの意欲の向上やスポーツ活動に親しむ機会の拡充をめざし、奨励金の交付やスポーツ顕彰(懸垂幕)の作成を行う。 ○スポーツ推進委員の協力のもと、市民向けのニュースポーツの体験講座等を実施し、市民への啓発を行う。 ○阪南市生涯スポーツ指導者認定登録制度のあり方について、検討を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	各種大会運営委託事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○スポーツレクリエーションに親しむ機会と場所を提供し、世代間・地域間交流等を図る。					
事業概要	○阪南市総合体育大会や阪南市民健康マラソン大会等の各種大会の実施により、様々な年齢層の市民がスポーツに触れる機会を設け、スポーツの振興を図る。					
事業費 (千円)	令和5年度 (決算額)	1,350	令和6年度 (決算額)	1,350	<参考> 令和7年度 (予算額)	1,350

2. 取組結果

成果・効果	○阪南市総合体育大会や阪南市健康マラソン大会等を実施した。 ○総合体育大会実施種目数：16種目、健康マラソン大会申込者数：97名					
今後の課題 改善策	○阪南市健康マラソンは、コロナ禍以前と比較すると参加者が減少しており、参加者が参加しやすいように申込み方法や実施競技等について検討する。					

3. 外部評価

○指定管理者と連携を密にして、より多くの年齢層の参加ができるよう創意工夫をお願いする。 ○市民のスポーツの興味、関心、意欲を高めるための工夫をお願いする。					
--	--	--	--	--	--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続				
○広く市民にスポーツレクリエーションに親しむ機会を提供するため、総合体育大会（市民大会）の各種競技大会や阪南市健康マラソン大会を実施する。 ○阪南市健康マラソンについて、より多くの市民に参加してもらえるよう、実施種目等の見直しを検討する。また、オンラインでの申込受付やSNS等を活用した周知方法を検討する。					

Ⅲ 教育委員会会議の実施状況及び教育委員会の活動状況

令和6年度教育委員会議実施状況（開催順）

会議名	開催日	議案件数					教育長	出席 委員数	傍聴人数	備考
		承認	協議	議決	報告	その他				
定例教育委員会	令和6年4月26日	3	1	7	9	3	1	4	1	
臨時教育委員会	令和6年5月17日	0	2	0	0	0	1	4	0	
定例教育委員会	令和6年5月24日	1	0	6	11	1	1	4	1	
定例教育委員会	令和6年6月28日	2	0	6	4	1	1	4	1	
定例教育委員会	令和6年7月19日	1	2	1	3	1	1	3	0	
臨時教育委員会	令和6年8月2日	0	0	2	0	0	1	4	10	
臨時教育委員会	令和6年8月2日	0	1	0	0	0	1	4	0	
定例教育委員会	令和6年8月23日	2	0	0	4	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和6年9月27日	2	0	1	4	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和6年10月25日	1	0	1	1	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和6年11月22日	1	0	0	4	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和6年12月20日	1	0	2	3	2	1	4	0	
定例教育委員会	令和7年1月17日	1	0	0	5	2	1	4	0	
定例教育委員会	令和7年2月28日	1	1	2	9	3	1	4	0	
臨時教育委員会	令和7年2月28日	0	0	1	0	0	1	4		非公開 (人事案件)
臨時教育委員会	令和7年3月18日	0	0	1	0	0	1	4		非公開 (人事案件)
定例教育委員会	令和7年3月28日	3	1	2	4	2	1	4	0	
定例12回 臨時5回		19	8	32	61	19			13	

教育委員の活動状況（令和6年度）（日程順）

	活動内容等	種別	場所
4月4日	中学校入学式	学校園行事	鳥取中学校
4月4日	中学校入学式	学校園行事	貝掛中学校
4月4日	中学校入学式	学校園行事	鳥取東中学校
4月4日	中学校入学式	学校園行事	飯の峯中学校
4月4日	大阪府市町村教育委員会教育長会議	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
4月5日	小学校入学式	学校園行事	西鳥取小学校
4月5日	小学校入学式	学校園行事	舞小学校
4月5日	小学校入学式	学校園行事	上荘小学校
4月10日	幼稚園入園式	学校園行事	はあとり幼稚園
4月10日	幼稚園入園式	学校園行事	まい幼稚園
4月10日	近畿大阪高等学校入学式	学校園行事	近畿大阪高等学校
4月12日	大阪府都市教育長協議会総会・定例会	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
4月16日	泉南地区指導主事全体会	総会・会議等	まもる館
4月26日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
4月25-26日	近畿都市教育長協議会定期総会	総会・会議等	ダイワロイネットホテル和歌山
5月17日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
5月22日	大阪府都市教育委員会連絡協議会（定期総会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
5月23日	泉南南部公立幼稚園・子ども園長会	総会・会議等	まい幼稚園
5月24日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
6月4日	和泉学園視察委員会（年度当初の会合）	総会・会議等	和泉学園
6月25日	阪南市立学校養護教諭部会	研修	市役所
6月25日	教育支援センター（シンパティア）見学	研修	教育支援センター
6月27日	市町村教育委員会研究協議会	研修	オンライン
6月28日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
7月4日	泉南地区人事協議会・教育長協議会	総会・会議等	泉佐野市立社会福祉センター
7月5日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
7月19日	定例教育委員会	教育委員会議	まもる館
7月22日	第1回教育委員会評価委員会	総会・会議等	市役所
7月23日	和泉学園視察委員会（在院者との面談）	総会・会議等	和泉学園
7月25日	阪南市立学校養護教諭部会	研修	まもる館
7月26日	大阪府都市教育長協議会（夏季研修会）	研修	ホテルアウィーナ大阪
8月2日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
8月7日	政党要望	総会・会議等	大阪府庁
8月8日	全日本ビーチバレージュニア男子選手権開会式	総会・会議等	サラダホール
8月9日	泉南地区教育委員会連絡協議会（総会）	総会・会議等	スターゲイトホテル
8月11日	全日本ビーチバレージュニア男子選手権開会式	総会・会議等	せんなん里海公園
8月16日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
8月21日	阪南市初任者研修（皿田能）	研修	東鳥取小学校
8月23日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
9月17日	和泉学園視察委員会（職員との面談）	総会・会議等	和泉学園
9月27日	定例教育委員会	教育委員会議	まもる館

10月1日	第2回教育委員会評価委員会	総会・会議等	まもる館
10月4日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
10月25日	定例教育委員会	教育委員会議	まもる館
11月14日	小学校初任者訪問	授業参観・指導	朝日小学校
11月15日	大阪府都市教育委員会連絡協議会泉北・泉南ブロック研修会	研修（府内）	泉佐野市
11月29日	泉南学寮 研究授業の参観	学校園行事	和泉学園
11月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
11月22日	大阪府都市教育長協議会（予算要望説明会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
11月25日	小学校初任者訪問	授業参観・指導	尾崎小学校
11月26日	和泉学園視察委員会（在院者との面談）	総会・会議等	和泉学園
11月30日	大阪府バレーボール協会名誉会長中川和雄を偲ぶ会	総会・会議等	大阪市内
12月8日	阪南市商工会創立60周年記念式典	総会・会議等	スターゲートホテル
12月20日	定例教育委員会	教育委員会議	まもる館
12月26日	泉南地区教育委員会連絡協議会（研修会）	研修（府内）	岬町立文化センター
1月14日	泉南学寮成人式	学校園行事	和泉学園
1月16日	泉南南部公立幼稚園・子ども園長会	総会・会議等	まい幼稚園
1月16日	市町村教育委員会研究協議会	研修	オンライン
1月17日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
1月21日	泉南地区教育長連絡協議会行政視察	研修（府外）	大阪府池田市他
1月21日	和泉学園視察委員会（職員との面談）	総会・会議等	和泉学園
1月23日	泉南地区人事協議会・教育長協議会	総会・会議等	泉佐野市役所
1月24日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
1月27日	大阪府市町村教育委員会研修会	研修	ホテルアウィーナ大阪
2月1日	三師会・阪南市・阪南市教育委員会合同研究会	総会・会議等	まもる館
2月10日	小学校能楽体験教室	学校園行事	朝日小学校
2月18日	教育長・学校教育主管課長会議	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
2月25日	阪南市立学校養護教諭部会	研修	市役所
2月28日	定例教育委員会	教育委員会議	学校給食センター
2月28日	臨時教育委員会	教育委員会議	学校給食センター
3月14日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	鳥取中学校
3月14日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	貝掛中学校
3月14日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	飯の峯中学校
3月18日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
3月18日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	尾崎小学校
3月18日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	下荘小学校
3月18日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	東鳥取小学校
3月18日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	桃の木台小学校
3月19日	幼稚園修了証書授与式	学校園行事	はあとり幼稚園
3月19日	幼稚園修了証書授与式	学校園行事	まい幼稚園
3月19日	和泉学園中学校卒業証書授与式	学校園行事	和泉学園
3月28日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所

資 料 等

《関係法令》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○阪南市教育委員会評価委員会条例

平成25年12月24日

条例第27号

改正 平成27年3月27日条例第2号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、阪南市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平27条例2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について、検証し、教育委員会に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「旧法」という。)第16条第1項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合において、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年阪南町条例第27号)、特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年阪南町条例第30号)、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例(平成2年阪南町条例第14号)、阪南市特別職給料等審議会条例(平成3年阪南町条例第23号)、阪南市職員の厚生制度に関する条例(平成17年阪南市条例第31号)若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例(平成25年阪南市条例第27号)の規定又は教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和47年阪南町条例第31号)の廃

止は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例、阪南市特別職給料等審議会条例、阪南市職員の厚生制度に関する条例若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例の規定又は廃止前の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 5 改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第4条第1項の規定による新法第13条第1項の教育長（以下「新教育長」という。）の任命のために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 6 施行日から4年を経過するまでの間に任命される教育委員会の委員の任期は、改正法附則第4条の規定により、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で市長が定めるものとする。
- 7 施行日（附則第2項の場合にあっては、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日）以後最初に新法第4条第1項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、市長は、改正法附則第5条の規定により教育委員会の委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる。



共創による新しい価値の創造
HANNAN
SDGs未来都市

阪南市教育大綱

HANNAN CITY EDUCATION OUTLINE



小学校 海洋教育における体験活動(生きもの探し)

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
協働・共創社会のひと・まちづくり

令和5(2023)年9月

阪南市

～ 目 次 ～

1	教育大綱の趣旨	P 1
2	大綱の位置づけ	P 1
3	大綱の対象期間	P 2
4	教育をめぐる現状と課題	P 3
5	「はんなんの教育」の基本理念	P 4
6	「はんなんの教育」の基本方針と基本施策	P 5
	【方針その1】	
	すべての個性を輝かせ 一人ひとりの	
	「自己実現をはかる教育」を推進します	P 5
	【方針その2】	
	人がつながり支えあい	
	「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します	P 6
	【方針その3】	
	まなぶ・はぐくむ・つなぐ	
	「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します	P 7
	【方針その4】	
	はんなんの うみ・やま・さと をフィールドに	
	「未来に向かって生きる力」を育みます	P 8
	(用語解説)	P 9

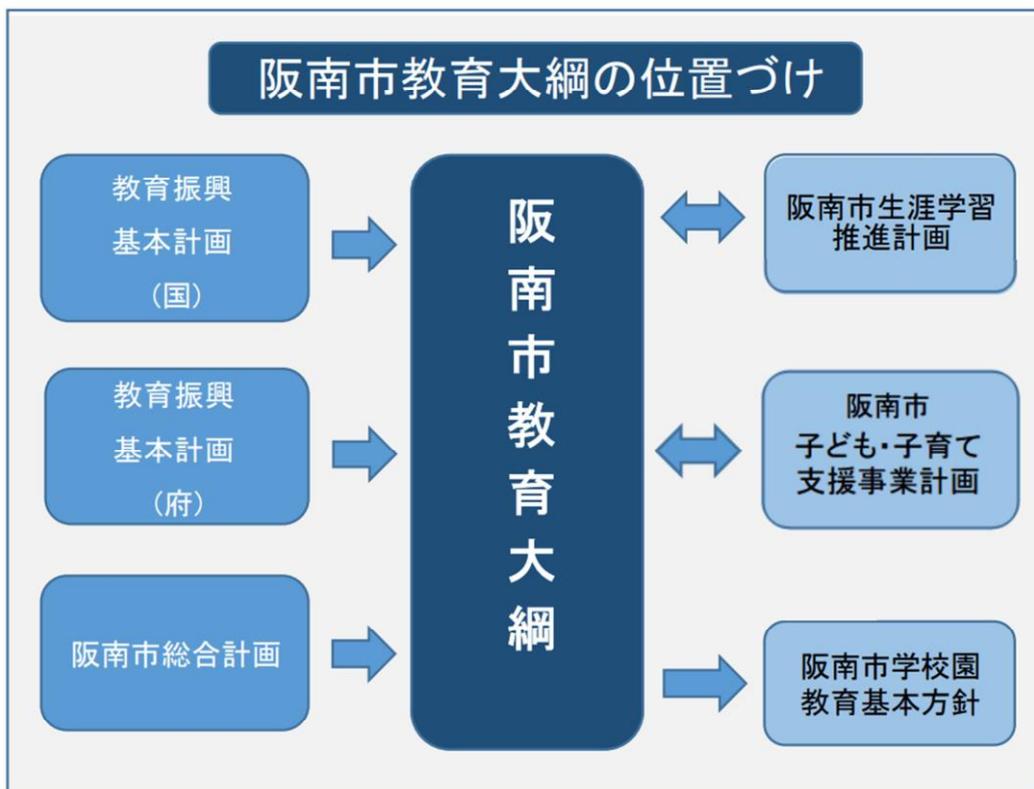
1 教育大綱の趣旨

教育大綱は、地方公共団体としての教育の目標や施策の根本的な方針について、国の教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて定めるものです。

教育政策に関する方向性の明確化を図ったうえで、市長および教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行します。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、国の第4期教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌するとともに、府の第2次教育振興基本計画、阪南市総合計画や関係諸計画との整合性を図り、本市の特色を盛り込むことで、阪南市総合教育会議において、本市の教育行政を推進するための基本的な指針として、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定したものです。



3 大綱の対象期間

この大綱の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

その後、新たに国の教育振興基本計画の改訂に準じ内容を見直します。

※これまでの大綱の策定経過

【第1期】平成27（2015）年度～平成29（2017）年度（3年間）

【第2期】平成30（2018）年度～令和4（2022）年度（5年間）

年度（令和）	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
教育振興基本計画（国）	第4期計画					第5期計画					
教育振興基本計画（府）	第2次計画					第3次計画					
阪南市総合計画	総合計画（2022～2033）										
阪南市教育大綱	第3期大綱					第4期大綱					



中学校 1人1台端末による学習活動



小学校 海洋教育における体験活動（地弓綱）

4 教育をめぐる現状と課題

現在、世界には、地球環境問題など、多くの社会課題が存在しています。

「SDGs 未来都市」に選ばれた本市においても、SDGs（※1）に示された「世界で達成すべき持続可能な開発のための17の国際目標」の課題解決に向けた取組を加速させているところです。

また、近年は、本市を含めて全国各地で少子高齢化が進み、学校整理統合の議論が必要となる一方、高度情報化社会の到来によるデジタル社会への迅速な対応が教育の分野でも求められています。そして、子どもたちの置かれた状況を見渡すと、コロナ禍を経て、全国的に虐待やいじめ、不登校の増加、また、ヤングケアラーの問題など、教育をめぐる課題が山積しています。

このような子どもたちをめぐる深刻な状況をふまえ、今年の国レベルでの大きな動きが、「こども家庭庁」の設置と「こども基本法」の施行でした。本法に定められた子どもの意見表明権や活動等に参加する機会確保の理念を生かし、本市においても、「（仮称）子どもの権利に関する条例」の制定に向け、取組を進めているところです。

本条例の制定を待つまでもなく、これまで、本市の学校や各教育機関においては、子どもたちの自信を育み自己肯定感を高めることを目標に、子ども一人ひとりの自己実現をはかる教育を進めてきました。具体的には、以前から「はんなんのうみ・やま・さと」の恵まれた自然を生かした環境教育（海洋教育）に取り組んでおり、とりわけ令和元年度に採択された「海洋教育パイオニアスクールプログラム（※2）」では、カリキュラム開発などの新たな教育実践のもと、令和5年度からは全ての小学校が教育実践校となり、生きる力（※3）を育む学習活動に取り組んでいます。

この海洋教育の活動を通して、子どもたちが地球環境問題やSDGsへの関心を高め、自分たちの力で社会をより良くしていくことができるという実感を得て、変化の激しいこれからの社会で様々な困難を乗り越え、未来に向かって力強く歩み続けていくことを願っています。

さらに、本市の教育は、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続けながら豊かな人生を送っていただけるよう、学校教育と社会教育をともに大切にしていく方針のもと、公民館をはじめとする各社会教育施設を拠点に、生涯学習の推進に取り組んできました。今回、3度目の改訂となる本教育大綱ですが、これまでの大綱にあった基本理念「まなぶ・はぐくむ・つなぐ 生涯学習のひと・まちづくり」を、今回の改訂でも基本方針の一つとしているのはこのためです。

現代は、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代であると言われています。本市では、市民一人ひとりが自分の良さや可能性を見出すとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会課題に挑戦し、豊かな人生を切り拓き、未来社会に向け、持続可能な今後の社会の作り手となることが望まれています。



市立幼稚園 製作活動

5 「はんなんの教育」の基本理念

**誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
 協働・共創社会のひと・まちづくり**

本市では、令和4年3月に新しい総合計画を策定し、将来の都市像として「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」を掲げ、まちづくりを進めています。このことは、子どもたちを含め、すべての市民が尊重されたまちのつくり手の育成をめざすものです。

また、SDGs 未来都市をめざす本市は、SDGsの「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な社会の実現に向け、子どもも大人も、一人ひとりの権利が守られた、協働・共創社会の形成に向けた取組を推進しています。

今後、阪南市は、「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創社会のひと・まちづくり」をこの教育大綱の基本理念として、社会が大きく変動する中で、将来、大人になる子どもたちの主体形成はもとより、全ての市民、団体、地域が豊かな地域社会を形成できるよう、学校教育、家庭教育、社会教育を通して、市と教育委員会が強く連携し、阪南市の宝である子どもたち一人ひとりの豊かな未来のため、また、まちづくりの主役である市民の皆さん一人ひとりの幸福のため、必要な教育施策を着実に実行してまいります。



小学校 異年齢集団による学び合い



市立保育所 地域交流行事(焼き芋)



小学校 児童集会



中学校 体育祭(開会式)

6 「はんなんの教育」の基本方針と基本施策

【方針その1】

すべての個性を輝かせ 一人ひとりの

「自己実現をはかる教育」を推進します

それぞれが抱える課題が多様化・複雑化する中、各自のウェルビーイング（幸せや生きがい）の向上をめざし、多様な教育ニーズに対応することで、人それぞれの自己実現や自己肯定感を高める教育が求められています。

【基本施策】

- ①子育て・子育ての支援の充実を図り、子どもや養育者の居場所づくりに努めます。
- ②まちづくりにともに関わり合うパートナーとして、次世代を担うすべての子どもの権利を保障する、「(仮称)子どもの権利に関する条例」を制定し、条例を学ぶ機会や周知・啓発の充実を図ります。
- ③学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育を推進します。
- ④すべての学びの基礎となる「確かな学力(※4)」を身につけることができるよう、教員の資質向上と教育活動の充実を図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に取り組みます。
- ⑤ALT(※5)や諸団体の人々とともに、世界につながる英語教育を推進します。
- ⑥「阪南GIGAスクールビジョン(※6)」の実現に向け、ICT教育の充実を図ります。
- ⑦言語能力を伸ばし、創造力や表現力を豊かにするため、学校図書館や市立図書館を活用した読書活動の充実を図ります。
- ⑧計画的に施設等の整備を図ることで、安全・安心な教育環境の確保と充実を図ります。



小学校 1人1台端末による学習活動



小学校 ALT(外国語指導助手)配置事業

【方針その2】

人がつながり支えあい

「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します

自他の人権や多様性が尊重され、地域社会で、誰もが幸せや豊かさを感じられる社会づくりを実現するため、皆で力を合わせ、誰一人取り残さず、ともに育ち、ともに高め合う関係づくりが求められています。

【基本施策】

- ①生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実、質の向上を図ります。
- ②就学前教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園・保育所・こども園など小学校との連携を強化します。
- ③子育てがしやすい環境づくりのため、預かり保育やファミリー・サポート・センター（※7）の利用促進など、保護者ニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- ④人権に関する正しい知識を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める人権教育を総合的に推進します。
- ⑤いじめ、児童虐待、不登校に関する取組を強化し、その課題解決に努めます。
- ⑥すべての子どもの自立をめざすと同時に、障がいのある子ども一人ひとりの状況や教育ニーズに応じた指導・支援を行う支援教育を推進します。
- ⑦必要な情報を適切に評価・活用できる「情報活用能力」の育成を図ります。
- ⑧教育支援センターシンパティア（※8）の機能充実も含め、子ども、保護者、市民、教職員等を対象とした相談活動、支援機能の充実に努めます。
- ⑨世界の多様な伝統や文化への理解を深め、すべての人々が助け合い、生きていく社会の実現をめざす教育を推進します。



ファミリー・サポート・センター
協力会員養成講座



教育支援センター「シンパティア」

【方針その3】

まなぶ・はぐくむ・つなぐ

「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します

多くの社会課題の解決のため、人々が、生涯にわたり、あらゆる場所、時間、方法で、自発的に自由で広範な学習を行い、地域社会への貢献等により、他者とともに生涯にわたり学び続けるひと・まちづくりが求められています。

【基本施策】

- ①家庭教育、学校教育、および社会教育の活動に「守破離（しゅはり）※9」の考え方を取り入れ、それぞれの充実と、相互に連携・協働した学びを推進します。
- ②学校の授業や地域と連携した活動を通して、市の歴史・文化の学習を深め郷土への愛着心を育みます。
- ③中央公民館体制※10の中で、公民館を「人と触れ合う交流の場」、「様々なことを学べる学習の場」、「身近な生活の場」とし、生涯学習を充実させる講座やイベント等を開催し、各種活動を支援します。
- ④市と日本の歴史・文化の保存と継承を行い、芸術・芸能を振興する施策を展開します。
- ⑤市民の読書意欲を高める企画・運営を行い、読書環境を整えます。
- ⑥市民の潤いと健康が増進する取組を行い、それぞれの個性やライフスタイルに応じた各種スポーツの普及に努めるなど、スポーツを振興する施策を推進します。
- ⑦文化財を学校教育や社会教育で活用し、郷土の歴史や文化の大切さを啓発するとともに、広く発信することにより郷土への愛着心を育みます。



中央公民館 地域のつくり手育成講座



阪南市健康マラソン大会

【方針その4】

はんなんの うみ・やま・さと をフィールドに 「未来に向かって生きる力」を育みます

本市の恵まれた自然を五感で感じる体験活動や人との交流を通して、子どもたちの郷土愛を育みながら、未来に向かい、主体的に社会の形成に参画し、持続可能な社会の実現に寄与する人材が求められています。

【基本施策】

- ①家庭・地域・諸団体の人々と協働し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ②海洋教育をはじめとする環境教育に取り組み、体験や交流活動を通して、SDGsと環境問題への理解を深める課題解決学習を進めます。
- ③海洋教育では、「はんなん海洋リテラシー（※11）」を多世代で共有し発展させます。
- ④「(仮称)はんなん海の学校（※12）」を創設し、社会教育としての学びを通じて多くの人々の郷土愛を育み、主体的に地域課題に関わる人材を育成します。
- ⑤地球温暖化に対する「グリーンカーボン」、「ブルーカーボン」（※13）など環境保全に関わる学習の充実を図ります。
- ⑥地域や関係機関等と連携した交通安全教育、防犯教育、および防災教育の取組を推進します。
- ⑦学校給食を通じた健康な身体づくりとともに、食の文化や自然の恩恵、生産の背景にある人々の営みへの理解を深め、感謝の気持ちと環境保全に寄与する態度を養う食育を推進します。



小学校 海洋教育における体験活動(アマモの栽培)

(用語解説)

- ※1 【SDGs (エス・ディー・ジーズ)】 2015年9月に国連総会で採択された2030年までに達成すべき持続可能な開発のための17の国際目標のこと。阪南市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市」の選定を受け、持続可能で好循環な地域づくりの実現をめざし、まちづくりに取り組んでいる。
- ※2 【海洋教育パイオニアスクールプログラム】 新しい海の学びに取り組んでいこうとする学校を応援する、日本財団、笹川平和財団海洋政策研究所が主催する助成制度のこと。
- ※3 【生きる力】 変化の激しいこれからの社会を生きぬくために必要な確かな学力と豊かな人間性、健康・体力等、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。
- ※4 【確かな学力】 『生きて働く「知識・技能」』、『未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」』、『学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力・人間性」』など、幅広い学力のこと。
- ※5 【ALT】 学校における外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) のこと。
- ※6 【阪南GIGAスクールビジョン】 文部科学省が打ち出した「GIGAスクール構想」に基づく、本市小中学校におけるICT教育の環境整備に伴い、本市がめざすべきICT教育の目標や内容をとりまとめたもの。
- ※7 【ファミリー・サポート・センター】 子どもを預かってほしい人と、預かることができる人を結びつける取組のこと。
- ※8 【教育支援センターシンパティア】 登校できない状況にある子どもの居場所として、校園生活への復帰や社会的自立を支援すること、および教育に関する多様な相談を行う拠点のこと。
- ※9 【守破離 (しゅはり)】 日本の芸道・芸術におけるステップアップの考え方で、決められたことを「守」って基本を習得し、身に付けた基本をベースにしなが自分なりの工夫をして徐々に基本を「破」る、そして基本から「離」れて全く新しいことを生み出すプロセスのこと。
- ※10 【中央公民館体制】 中央公民館が3つの地区公民館 (尾崎・東鳥取・西鳥取) を統括と支援を行い、連携を図ることで、市全域の社会教育の推進を図り、公民館活動の活性化を図るための公民館の運営体制のこと。
- ※11 【はんなん海洋リテラシー】 はんなんの海から私たちが受けている様々な影響について理解し、はんなんの海と私たちの未来に向けてできることは何かを考え発信していくことを目標として子どもたちに育みたい力や発達段階に応じた育成目標などを取りまとめたもの。
- ※12 【(仮称) はんなん海の学校】 「海洋教育」を持続可能な取組となるよう、社会教育として実施する取組のこと。
- ※13 【グリーンカーボン】、【ブルーカーボン】 グリーンカーボンは、陸上にある草や木が光合成による炭素の吸収、ブルーカーボンは、海の海洋生態系による炭素の吸収で、ともに地球温暖化対策として温室効果ガスを削減する取組のこと。

1. 「はんなんの教育」の基本理念

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
協働・共創社会のひと・まちづくり

2. 「はんなんの教育」の基本方針

- ①すべての個性を輝かせ一人ひとりの「自己実現をはかる教育」を推進します
- ②人がつながり支え合い「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します
- ③まなぶ・はぐくむ・つなぐ「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します
- ④はんなんの うみ・さと・やま をフィールドに「未来に向かって生きる力」を育みます

3. 重点項目

重点1. 未来に向かって「確かな学力」と「生きる力」を育成する

「確かな学力」と「生きる力」の育成とは、

- ①生きて働く「知識・技能」の習得
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養 のこと

【取組の重点】

- * SDGs (※1) に関する学習や活動を通じ、新しい時代を切り開き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成すること
- * 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨の実現に向けた授業改善を推進すること
- * 自ら身近な課題の解決に取り組む、海洋教育を通じた海洋リテラシー (※2) の育成をはじめとする環境教育を推進すること

【取組項目】

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし、学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを導くなどの言語活動の充実を図る。
- 学習意欲の向上を図るとともに、生きて働く知識・技能を習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成する。
- 海洋教育などの体験活動を通して「課題解決学習」や「探求型協働学習」を進める中、主体的に課題を発見し解決しようとする態度を身に付け、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人

間性」を涵養する。

- 教科横断的な視点で教育課程を編成するにあたり、小学校においては、海洋教育を意識したカリキュラムマネジメントを行う。
- 地域や関係団体と連携を図り、「海洋教育副読本」などを活用した環境教育に取り組むことで、自分たちが暮らす社会と地域に興味を持ち、豊かな自然環境を進んで保全しようとする態度を育成する。
- すべての教科等で、学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを導くなどの言語活動を充実させ、言語能力の育成を図る。
- 子どもたちの学力向上、教員の教科指導力向上のため、研究授業を実施し、授業改善に努める。
- 児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させる。
- 家庭における学習習慣の定着を図り、自ら進んで学ぶ態度を育成する。
- 学校図書館を有効活用するとともに、市立図書館と連携して、読書活動・学習活動の充実を図る。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(※3)に留意し、学びの連続性を踏まえた教育課程を編成する。

重点2. 阪南GIGAスクールビジョン(※4)の実現に向けた取組を推進する

【取組の重点】

- * ICT機器(※5)や授業支援ソフトを活用した授業改善の一層の推進を図ること
- * 学習支援アプリ(※6)を活用し、思考を深め、自らの言葉で発信する力を育成すること
- * 各教科の学びを深め本質に迫る探究活動の充実及び情報モラル教育を推進すること
- * 個別最適な学びの推進及び学習機会の確保に向けた学習用タブレット端末の家庭での積極的な活用を図ること
- * 校務・授業のスリム化を通じた教員の働き方改革を推進すること
- * ICTを活用した授業を展開するための教員研修を充実すること

【取組項目】

- 1人1台端末や学習支援アプリを活用した、双方向型の授業、一人ひとりの理解度により選択できる『個別最適な学び』、多様な考えを活かし深めることができる『協働的な学び』をさらに推進させる。
- 課題を設定し、情報を収集し、整理と分析を進め、まとめて表現する、といった一連の学習の流れを確立し、探究活動を充実させる。
- 情報モラル教育を含めた情報活用能力とプログラミング的思考(※7)を育む教育を確実に実施する。
- 家庭学習や学習機会の確保、子どもと教員がよりつながることをめざし、学習用タブレット端末の家庭での活用を進める。
- ICT機器や校務支援システムなどの活用により教員の働き方改革を進め、教員が児童生徒や教材と向き合う時間を確保する。
- ICT担当教員を中心に校内体制を整え、好事例の共有など、学習用タブレット端末をより効果的に活用するための校内研修を実施する。

重点3. 外国語(英語)教育の充実を図る

【取組の重点】

- * 英語に親しみ、楽しんで英語を使う子どもを育成すること
- * 英語を使って主体的にコミュニケーションを図り、活用できる力を育成すること

【取組項目】

- ALT(外国語指導助手)(※8)との関わりなどを通して、ワクワクしながら英語を学び、積極的に英語

を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度と実際に活用できる力を養う。

- 幼稚園では、各種行事の中で、子どもたちが英語に触れる機会を確保する。
- 小中それぞれの指導上の共通点、相違点を理解するための交流の場をもつ等、校種間での指導が継続するように小中連携を充実させる。
- 英語教育担当教員がALTと円滑に連携し、ICTやオンラインの活用を含めた英語教育の推進体制を充実させる。
- 小学校外国語活動では、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を行い、「聞くこと」「話すこと（やり取り・発表）」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- 小学校外国語科では、中学年の内容に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- 中学校外国語科では、小学校の内容を踏まえたうえで、4技能5領域をバランスよく指導し、「日常的な問題や社会的な問題」を取り上げて実際に外国語を活用する場面を設定する。即興的に伝え合う対話的な言語活動を用いながら、主体的にコミュニケーションを図ることができる力や相手（話し手、読み手、聞き手）を理解しようとする態度を養う。

重点4. 健やかな体を育む

【取組の重点】

- * 学校園と家庭・地域の協働によるよりよい生活習慣の定着と体力づくりを推進すること
- * 全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図ること

【取組項目】

- 子どもの家庭での生活状況を把握し、家庭、地域、諸団体、校種間の連携を通し、よりよい生活習慣を定着させるための取組を推進する。
- 遊びや生活の中で、幼児・児童期に多様な動きを経験し、体力・運動能力の基礎を培う取組を推進する。
- 子どもの体力の状況を正確に、且つ継続的に把握・分析し、学校園全体で体力向上の取組を推進する。
- 武道をはじめ体育等における安全確保のための研修や取組を充実させる。
- 家庭・地域と協働し、「食」と「心身の健康」の関連性や重要性の理解を深める取組を推進し、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じて人間関係形成能力を養う。

重点5. 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する

【取組の重点】

- * すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりを推進すること
- * すべての子どもの自立をめざす教育支援体制の確立及び人権教育、生徒指導、学力向上などと連動した支援教育を推進すること
- * 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を充実すること

【取組項目】

- 人とのつながりを大切にしながら、学校園生活全体を通して、発達を促していく取組を推進するとともに、支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を確立し、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導、支援の充実を図る。

- 市の支援教育方針をふまえ、本人及び保護者の意向を踏まえ、個に応じた特別の教育課程の編成や見直しを行うとともに、本人に適した学びの場について検討を行う。
- すべての子どもが参加できるよう、ユニバーサルデザイン（※9）による保育・授業を推進する。
- 一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮（※10）について適切に対応するとともに、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努め、すべての子どもに対する支援教育の理解・啓発を一層推進する。
- 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、担任との連携や校内の支援体制の充実を図る。
- すべての教員が「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を共有し、系統性のある一貫した指導・支援を充実させる。

重点6. 道徳性を養う

【取組の重点】

- * 学校園の教育活動全体を通じた道徳教育を充実すること
- * 子どもが主体的に考え、議論することができる授業を推進すること

【取組項目】

- 学校園が一体となって道徳教育を進めるため、各学校園の道徳教育の方針を明確に示し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築するとともに、PDCAサイクルにより道徳教育の推進を図る。
- 授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 多様な価値観にふれながら、自己や人間としての生き方について多面的・多角的に考え、よりよい方向をめざす資質・能力を育むよう、保育・授業評価を活用し指導方法を工夫・改善する。
- 校種間連携を含めた校内研修の体制を整える。
- 道徳科における子どもの学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、日々の指導に生かす。

重点7. 人権意識を高め、実践的行動力を育成する

【取組の重点】

- * 全教育活動における人権意識を涵養すること
- * 人権教育指導体制を充実すること
- * 自他の生命と人権を尊重する心と態度を育成すること
- * 個別の人権課題や「子どもの権利」についての正しい理解の増進と子どもが安心できる環境づくりを推進すること

【取組項目】

- 人権3法（※11）や府人権関係3条例（※12）を踏まえ、子どもの権利、同和問題（部落差別）、ジェンダー平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性の多様性、インターネット上の誹謗中傷や差別等の今日の人権問題を正しく理解し、その解決をめざした教育を推進する。
- 大阪府教育委員会作成の「人権教育推進の方向性」に沿った組織的・計画的な取組及び実践的な研修を学校園において積極的に実施する。
- 自他の生命や権利を大切にし、違いを尊重して共生することを考える人権教育を通して、発達段階に応じた行動ができる力を育成する。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力の育成にも注力する。
- すべての教職員が、個別の人権課題に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけることにより、すべての子どもの人権を保障する教育を推進する。

- 制定された「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例」を学ぶ機会や周知・啓発の充実を図るとともに、教育活動全体を通じて、「子どもの権利」を意識した取組を推進する。
- 人権及び人権問題を理解するための研究保育・授業を実施することにより、教材、学習プログラムの開発・発展に努めるとともに、人権教育の成果を継承できるよう研修を行う。
- 各国から帰国や渡日した子どもが安心して学校生活を送り、学習内容を理解することができるように通訳支援者や日本語指導支援者と連携して支援する。

重点8. 子ども理解に基づいた生徒指導を推進する

【取組の重点】

- * 教職員一人ひとりの生徒理解力・生徒指導力を向上させること
- * 生徒指導体制の確立と充実を図ること
- * いじめ・不登校や暴力行為、児童虐待の未然防止と発達支持的な視点での生徒指導の充実を図ること

【取組項目】

- 学校園の教育活動全体を通じて、すべての子どもの自己肯定感・自己有用感を高められるよう、子どもが自主的・主体的に取り組む活動を実施するとともに、ふり返りや教員からの適切なフィードバック等の充実を図る。
- 日常の課題への対応を研修の機会として捉え、子どもの個別の状況を理解する力を高め、教職員一人ひとりの指導力の向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(※13)などの専門家や関係諸機関と早期に連携する機会を増やし、一人ひとりの子どもや保護者への理解を深め、より適切な支援を組織として計画・実施する。
- 校内の生徒指導体制について点検し、「報告・連絡・相談」を徹底した生徒指導体制を充実させ、組織として協議し対応する。
- いじめ防止対策推進法を一人ひとりの教員が正確に理解し、各校策定の「学校いじめ防止基本方針」の行動計画を実行する。
- いじめについて積極的に認知し、組織として対応することで、早期改善を図る。
- 不登校への対応については、スクリーニングやアンケート等、あらゆる機会を通じて子どもたちの状況を把握し、専門家等と共有したうえでアセスメントをもとに早期発見・早期対応につなげ、個々の児童・生徒に応じた支援を教育支援センター(シンパティア)や校内教育支援ルームと連携して行う。
- 児童虐待防止やヤングケアラー(※14)への早期支援に向けて教職員の意識を高めるとともに、校園内での見守りの強化及び対応体制を確立し、府や市の福祉機関等との連携を密にする。

重点9. 学校園運営体制を確立し、教職員の指導力・教育力の向上を図る

【取組の重点】

- * 学校園評価を活かし、組織的・継続的改善を図る運営体制づくりを進めること
- * すべての教職員が互いに学びあい育ちあう同僚性のある校園内体制づくりを進めること
- * 校園内研究の内容・方法の工夫改善及び外部研修を積極的に活用すること

【取組項目】

- 教職員の世代交代が進む中、分掌や運営の在り方を見直し、一層効率的な学校園運営組織の構築を図る。
- 生徒指導、授業改善、ICT機器の活用などの課題に対して、それぞれの教職員、様々な職種の専門性が発揮できる校園内体制を整備する。

- 日常的なOJT（※15）により教職経験の少ない教員や学校園運営の中心となるミドルリーダーを育成する。特に、首席や指導教諭はその職務と職責を自覚し、積極的に学校運営に参画する。
- 各校園において取組の成果を計画的・具体的に検証し、PDCAサイクルにより改善を図る。

重点10. 安全を最優先した危機管理体制の確立を図る

【取組の重点】

- * 各校園の「学校安全計画」等に基づく、安全教育と安全指導を推進すること
- * 危機管理体制の強化と防災教育を充実すること

【取組項目】

- 各校園の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を全教職員で定期的に見直し、教職員一人ひとりの子どもたちの命を守る危機意識向上を図り、危機管理体制を確立する。
- アレルギーに関する情報共有や校内研修を実施することにより、事故の未然防止及び発症時における緊急対応の体制を確立し、子どもの健康安全を確保する。
- 子どもの登下校の安全を確保するため、通学路の点検を実施するとともに、学校、家庭、地域、見守りボランティア、関係機関等が連携した取組を推進する。
- 実践的な防災教育・防災訓練を通じて自らの命を守るための「主体的に行動する態度」を育む。
- 「はんなん海洋リテラシー」をもとに、海洋に関する防災教育を実施するとともに、海辺等の自然環境をいかした体験活動の際には、十分に安全に留意しながら実施すること。
- 熱中症予防のために、水分や塩分の補給、適切な休息、健康観察などの健康管理を徹底する。

重点11. 子どもの豊かな成長に向け、家庭・地域等との協働を充実させる

【取組の重点】

- * 教育コミュニティづくりを推進すること
- * キャリア教育（※16）を推進すること

【取組項目】

- 学校園や地域の特色を活かした各地域教育協議会の成果と課題を共有し、子どものよりよい成長を促すための活動を充実・発展させる。
- 家庭教育支援の充実に向け、親学習リーダーなど地域の人材と連携した親学習講座を実施することにより、家庭や地域の教育力・養育力の向上に努める。
- 保幼小中や支援学校、高校、大学等との連携を深め、課題に対し協働して取り組む。
- 中学校区で共有した「めざす子ども像」の実現に向け、社会的・職業的自立に必要な力や態度を育成する。

【用語解説】

- ※1 **SDGs** 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国際サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標のこと。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められている。阪南市も令和4年に「SDGs未来都市」に選定され、取組を推進している。
- ※2 **海洋リテラシー** 海洋に関する知識・教養を得て、それを活用する能力のこと。また、海が私たちに与える影響を理解し、私たちが海に与える影響を理解すること。『水産・海洋に関して国民が学ぶべき知識や技術』
- ※3 **「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」** 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を明確化したもの。しかし、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものでもない。小学校と共有することにより幼小接続を推進することにもつながる。
- ※4 **阪南GIGAスクールビジョン** 文部科学省が提唱したGIGAスクール構想を受けて、阪南市で策定した教育ビジョンのこと。5つの教育目標と4つのキーワードを掲げ授業改革を進める。
- ※5 **ICT** 「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。PCやタブレット、電子黒板などを「ICT機器」、教育現場での情報通信技術を活用した取組を「ICT教育」という。
- ※6 **学習支援アプリ** 一人一台のタブレット端末を用いて、児童生徒の学びや授業運営をサポートするツールのこと。このアプリを用いることで、他の児童生徒とタブレット上で意見を共有したり、共同で発表資料を作成したりすることなどができる。
- ※7 **プログラミング的思考** 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
- ※8 **ALT（外国語指導助手）** 「Assistant Language Teacher」の略称で、小、中学校等に配置し、児童生徒の外国語教育や国際理解教育の学習活動の補助を行う。阪南市においては、国等が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、8名のALTを配置している。
- ※9 **ユニバーサルデザイン** 障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
- ※10 **合理的配慮** 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない。

- ※11 人権3法 平成28年度に差別を解消することを目的に制定された、3つの法律。
「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」
「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」
「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」
- ※12 府人権関係3条例 平成31年度に増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、制定及び改正を行った3つの条例。
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」
- ※13 スクールソーシャルワーカー 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が担うことが多い。
- ※14 ヤングケアラー 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。
- ※15 OJT 日常業務を通じた従業員教育のこと。日本の企業が開発したもので、業務現場における日常的経験の積み重ねによって、仕事に必要な力を向上させていくというもの。
- ※16 キャリア教育 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

令和7年度
阪南市教育委員会点検・評価報告書
(令和6年度施策・事業対象)

発行 阪南市教育委員会
編集 生涯学習部 教育総務課
〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1
電話 072-489-4540 FAX 072-473-3504
E-mail : kyouiku-s@city.hannan.lg.jp